

平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 技能実習
 - 第一節 技能実習計画（第三条—第二十三条）
 - 第二節 監理団体（第二十四条—第五十五条）
 - 第三節 業務（第六十条—第六十三条）
 - 第四節 補則（第六十四条・第六十五条）
- 第三章 外国人技能実習機構
- 第四章 雑則（第六十六条—第六十九条）
- 附則

第一章 総則
(定義)

この省令において使用する用語は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護

に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 一 「第一号技能実習」とは、第一号企業単独型技能実習及び第一号団体監理型技能実習をいう。
- 二 「第二号技能実習」とは、第二号企業単独型技能実習及び第二号団体監理型技能実習をいう。
- 三 「第三号技能実習」とは、第三号企業単独型技能実習及び第三号団体監理型技能実習をいう。
- 四 「第一号技能実習生」とは、第一号企業単独型技能実習生及び第一号団体監理型技能実習生をいう。
- 五 「第二号技能実習生」とは、第二号企業単独型技能実習生及び第二号団体監理型技能実習生をいう。
- 六 「第三号技能実習生」とは、第三号企業単独型技能実習生及び第三号団体監理型技能実習生をいう。
- 七 「入国後講習」とは、法第二条第二項第一号及び同条第四項第一号に規定する講習をいう。
- 八 「取次送出機関」とは、外国の送出機関(法第二十三条第二項第六号に規定する外国の送出機関をいう。以下同じ。)であつて団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込み(以下「団体監理型技能実習の申込み」という。)を本邦の監理団体に取り次ぐものをいう。
- 九 「外国の準備機関」とは、技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関(取次送出機関を除く。)をいう。
- 十 「外部監査」とは、法第二十五条第一項第五号ロ(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する役員の監理事業に係る職務の執行の監査をいう。
- 十一 「技能実習事業年度」とは、技能実習に関する事業年度をいい、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。
- (密接な関係を有する外国の公私機関)

- 第一条 法第二条第二項第一号の主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 本邦の公私機関(法第二条第二項第一号に規定する本邦の公私機関をいう。次号において同じ。)と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関

二 前号に掲げるもののほか、本邦の公私機関と国際的な業務上の提携を行つてることその他の密接な関係を有する機関として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

第二章 技能実習

第一節 技能実習計画
(密接な関係を有する複数の法人)

- 第三条 法第八条第一項の主務省令で定める密接な関係を有する複数の法人は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 同一の親会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する親会社をいう。)をもつ複数の法人
- 二 前号に掲げるもののほか、その相互間に密接な関係を有する複数の法人として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

(技能実習計画の認定の申請)

- 第四条 法第八条第一項の認定の申請は、別記様式第一号による申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。
- 2 団体監理型技能実習に係る法第八条第一項の認定の申請にあつては、当該申請をしようとする者は、実習監理を受ける監理団体から同条第四項に規定する指導を受けたことについて、前項の申請書に当該監理団体の証明を受けなければならない。

(技能実習計画の認定の通知)

- 第五条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣(法第十二条第一項の規定により外国人技能実習機関(以下「機構」という。)に同項に規定する認定事務を行わせる場合にあつては機構。第七条第一項及び第十八条第二項において同じ。)は、法第八条第一項の認定をしたときは、その旨を当該認定を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、別記様式第二号による認定通知書に前条第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

(技能実習評価試験)

- 第六条 法第八条第二項第六号の主務省令で指定する試験は、別表第一のとおりとする。

(技能実習計画の記載事項)

- 第七条 法第八条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 申請者が既に法第十七条の規定による届出を行つてている場合は、当該届出に係る実習実施者をいう。
- 二 法人においては、その役員の役職名及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第二十六条第一号において同じ。)

(届出受理番号)

- 三 申請者の業種

- 四 技能実習責任者(法第八条第二項第七号に規定する技能実習の実施に關する責任者をいう。以下同じ。)の役職名

- 五 技能実習指導員(第十二条第一項第二号の規定により選任された技能実習指導員をいう。以下同じ。)及び生活指導員(同項第三号の規定により選任された生活指導員をいう。以下同じ。)の氏名及び役職名

- 六 技能実習生の生年月日、年齢及び性別

- 七 第三号技能実習に係るものである場合は、次のいずれかに該当する事項

- イ 第二号技能実習の終了後第三号技能実習の開始までの間に本国に一時帰国した場合又は一時帰国する予定である場合にあつては、その一時帰国の期間又は一時帰国する予定の期間

- ロ 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一時帰国した後、休止している技能実習を再開する予定である場合にあつては、その一時帰国する予定の期間

- 八 第二号技能実習に係るものである場合は第一号技能実習に係る技能実習計画、第三号技能実習に係るものである場合は第二号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況
- 九 団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理団体の許可番号、許可の別、監理責任者（法第四十条第一項に規定する監理責任者をいう。以下同じ。）の氏名、担当事業所の名称及び所在地並びに技能実習計画の作成の指導を担当する者の氏名
- 十 团体監理型技能実習であつて取次送出機関があるものに係る場合は、当該取次送出機関の氏名又は名称
- （技能実習計画の添付書類）
- 第八条 法第八条第三項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。
- 一 申請者が法人の場合にあつては申請者の登記事項証明書、直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びにその役員の住民票の写し（営業に関し成年人と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し）、法人でない場合にあつては申請者の住民票の写し及び納税申告書の写し）
- 二 申請者の概要書
- 三 技能実習生に技能実習を行わせることに係る申請者の誓約書
- 四 技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し及び履歴書
- 五 技能実習責任者の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し
- 六 技能実習指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し
- 七 生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し
- 八 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、当該技能実習計画に基づく団体監理型技能実習に係る取次送出機関の誓約書
- 九 团体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、監理団体と申請者の間の実習監理に係る契約の履歴書又はこれに代わる書類の写し
- 十 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、申請者と企業単独型技能実習生との間に締結された団体監理型技能実習に係る契約の誓約書の写し
- 十一 企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては、申請者と企業単独型技能実習生となるうとする者が本国において所属する機関の關係を明らかにする書類及び当該機関が作成した企業単独型技能実習生の派遣に係る証明書
- 十二 外国の準備機関がある場合にあつては、当該外国の準備機関の概要書及び誓約書
- 十三 技能実習生との間で締結した雇用契約の誓約書及び雇用条件書の写し
- 十四 技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを説明する書類
- 十五 企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては監理団体が、宿泊施設が適正であることを確認したことを明らかにする書類
- 十六 食費、居住費その他名目のいかんを問わず技能実習生が定期に負担する費用の内訳及び当該費用が適正であることを説明する書類
- 十七 企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては申請者又は第二条の外国の公私機関が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては申請者、監理団体又は取次送出機関が、技能実習の期間中の待遇について技能実習生に説明し、かつ、技能実習生がこれを十分に理解したことを明らかにする書類
- 十八 開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力の推進という技能実習の制度の趣旨（以下単に「制度の趣旨」という。）を理解したこと並びに第十条第二項第三号ハ及び第六号イに該当することを明らかにする技能実習生の作成に係る書類

- 十九 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、団体監理型技能実習の申込みの取次ぎ又は外国における団体監理型技能実習の準備に關し団体監理型技能実習生が取次送出機関又は外國の準備機関に支払った費用の額及び内訳並びに団体監理型技能実習生がこれを十分に理解したことを見らかにした書類
- 二十 技能実習を行わせる理由を記載した書類
- 二十一 团体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、第十条第二項第三号ヘに規定する推薦に係る推薦状
- 二十二 第二号技能実習に係るものである場合にあつては、基礎級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定をいう。以下同じ。）又はこれに相当する技能実習評価試験（法第八条第二項第六号に規定する技能実習評価試験をいう。以下同じ。）に合格したことを技能検定又は技能実習評価試験の実施者が證明する書面の写し
- 二十三 第三号技能実習に係るものである場合にあつては、三級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを技能検定又は技能実習評価試験の実施者が證明する書面の写し
- 二十四 第三号技能実習に係るものである場合又は第十六条第二項の規定の適用を受ける必要がある場合にあつては、第十五条の基準を満たすことを明らかにする書類
- 二十五 申請者が法第八条第一項の認定を受けている技能実習計画に係る技能実習生の名簿
- 二十六 その他必要な書類
- （技能実習計画の認定の手数料）
- 第九条 法第八条第五項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める額は、一件につき三千九百円とする。
- （技能実習の目標及び内容の基準）
- 第十条 法第九条第一号（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の目標に係るものは、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。
- 一 第一号技能実習 次のいずれかを掲げるものであること。
- イ 修得をさせる技能等に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験の合格
- ロ 修得をさせる技能等を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識の修得を内容とするもの（技能実習の期間に照らし適切なものに限る。）
- 二 第二号技能実習 熟練をさせる技能等に係る三級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格を掲げるものであること。
- 三 第三号技能実習 熟達をさせる技能等に係る二級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格を掲げるものであること。
- 四 法第九条第二号（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。
- イ 同一の作業の反復のみによって修得等できるものではないこと。
- ロ 第二号技能実習及び第三号技能実習にあつては、別表第一に掲げる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）に係るものであること。
- 二 従事させる業務について、次のいずれにも該当するものであること。
- イ 当該業務の性質及び当該業務に從事させるに当たつての実習環境その他の環境に照らし、外国人に技能実習として行わせることが適當でないと認められるものでないこと。
- ロ 技能実習を行わせる事業所において通常行われている業務であり、当該事業所に備えられた技能等の修得等に必要な素材、材料等を用いるものであること。

ハ 移行対象職種・作業に係るものにあっては、次に掲げる業務の区分に応じ、当該業務に從事させる時間が、それぞれ次に掲げる条件に適合すること。

(1) 必須業務（技能実習生が修得等をしようとする技能等に係る技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の試験範囲に基づき、技能等を修得等するためには必ず行わなければならぬ業務をいう。以下このハにおいて同じ。）業務に従事させる時間全体の二分の一以上であること。

(2) 関連業務（必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であつて、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務をいう。）業務に従事させる時間全体の二分の一以下であること。

(3) 周辺業務（必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（（2）に掲げるものを除く。）をいう。）業務に従事させる時間全体の三分の一以下であること。

二 移行対象職種・作業に係るものにあっては、ハ（1）から（3）までに掲げる業務について、それぞれ、従事させる時間のうち十分の一以上を当該ハ（1）から（3）までに掲げる業務に関する安全衛生に係る業務に充てること。

三 移行対象職種・作業に係るものにあっては、従事させる業務に関する安全衛生に係る業務を行わせること。

ハ 本国に帰国後本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

二 企業単独型技能実習に係るものにあっては、申請者の外國にある事業所又は第二条の外国の公私機関の外國にある事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。

ホ 団体監理型技能実習に係るものにあっては、本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外國において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。

ヘ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、当該者が国籍又は住所を有する国又は地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第一条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）の公的機関（政府機関、地方政府機関又はこれらに準ずる機関をいう。以下同じ。）から推薦を受け技能実習を行おうとする者であること。

ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

(2) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

チ 同じ技能実習の段階（第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。）に係る技能実習を行ったことがないこと（やむを得ない事情がある場合を除く。）であること。

四 申請者が次のいずれにも該当する者であること。

イ 制度の趣旨を理解して技能実習を行わせようとする者であること。

ロ 第二号技能実習に係るものである場合にあっては、当該技能実習計画に係る技能実習生に第一号技能実習を行わせた者であること（第一号技能実習を行わせた者が第二号技能実習を行わせることができない場合、第一号技能実習を行わせた者が第二号技能実習を行わせることが適当でない場合その他やむを得ない事情がある場合を除く。）。

五 外国の準備機関又はその役員が、過去五年以内に、技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一條第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（入管法第九条第四項の規定による記録を含む。以下同じ。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行っていないこと。

六 技能実習の実施に係り次のいずれにも該当すること。

イ 技能実習生等（技能実習生又は技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者が、当該技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、保証金の徴収その他の名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、技能実習に係る契約の履行について違約金を定める契約その他の不當に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないこと。

ロ 申請者又は外国の準備機関（団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関）が、他のこれらとの間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不當に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないこと。

ハ 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不當に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないこと。

コ 申請者又は外國の準備機関（団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者、監理団体、取次送出機関又は外國の準備機関）が、他のこれらとの間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不當に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないこと。

ハ 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不當に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないこと。

ニ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎ又は外國における団体監理型技能実習の準備に関して取次送出機関又は外國の準備機関に支払う費用につき、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること。

第一号技能実習に係るものである場合にあっては、入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学（見学を含む。ハにおいて同じ。）により実施するものであること。

ロ 科目が次に掲げるものであること。

(1) 日本語
(2) 本邦での生活一般に関する知識
(3) 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（第一号団体監理型技能実習生）

七 団体監理型技能実習において、監理団体が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあつては、外國の送出機関からの取次ぎであること。

八 申請者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）若しくは職員が、過去五年以内に技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行つてないこと。

九 申請者又はその役員若しくは職員が、過去五年以内に、不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受ける目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に關し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を使ひ、又は提供する行為を行つてないこと。

十 法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、企業単独型実習実施者にあっては機構に、団体監理型実習実施者にあっては監理団体に、当該事実を報告することとされていること。

十一 申請者又は監理団体において、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしていないこと。

十二 団体監理型技能実習に係るものであり、監理団体が法第三十六条第一項の規定による改善命令を受けたことがある場合にあつては、当該監理団体が改善に必要な措置をとつてゐること。

十三 企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては申請者及び監理団体が、過去一年以内に、申請者又は監理団体の責めに帰すべき事由により技能実習生の行方不明者を発生させていないこと。

十四 申請者又は監理団体において、技能実習生に対する指導体制その他の技能実習を継続して行わせる体制が適切に整備されていること。

十五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事務所に於ける事務所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

十六 法第九条第六号（法第十一條第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準に、次に掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

一 技能等の修得等に係る実績

二 技能実習を行わせる体制

三 技能実習生の待遇

四 出入国又は労働に関する法令への違反、技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

五 技能実習生からの相談に応じることその他の技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況

六 技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

（技能実習生の数）

第十六条 法第九条第十一号（法第十一條第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 企業単独型技能実習（次号に規定するものを除く。）第一号技能実習生について申請者の常勤の職員（外國にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以下この条において同じ。）の総数に「二十分の一」を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数

二 企業単独型技能実習（この号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができるべき体制を有するものと出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。）又は団体監理型技能実習第一号技能実習生について次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）

第十四条 法第九条第九号（法第十一條第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

第十七条（軽微な変更）

第十七条 法第十一一条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更であつて、申請者が当該変更があつた旨を当該変更があつたことを証する書類とともに別記様式第三号により出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出たものとする。

技能実習の内容のうち職種及び作業に係るものに変更
前二号に掲げるもののほか、認定計画（法第十一條第一項に規定する認定計画をいう。以下

2 団体監理に実習の実質的影響を与える変更
—は実習の実質的影響を与える変更

(技能実習計画の変更の認定申請等)

2 よる申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。
出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、法第十一条第一項の認定をしたときは、その旨を

申詒者は通知するものとする
3 前項の通知は、別記様式第五号による変更認定通知書に第一項の申請書の副本を添えて行うも

4 法第十一條第二項において準用する法第八条第三項の主務省令で定める書類は、第八条各号に
のと/orする。

掲げる書類のうち変更しようとする事項に係るものとする。

第十九条 (沿第三十一条第二項(沿第三十五号第一項において置くもの)の区分を定む)
証明書は、第五十条に規定する場合を除き、別記様式第六号によるものとする。
(実施の届出)

第二十条 法第十七条の届出は、別記様式第七号によるものとする。
第二十一条 法第十七条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

二 一 届出者の氏名又は名称及び住所
技能実習計画の認定番号及び認定年月日

3 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣（法第十八条第一項の規定により機構に法第十七条の届出の受理に係る事務を行わせる場合にあつては機構）は、同条の届出を受理したときは、別記

様式第八号により、その旨を届出者に通知するものとする。
〔技能実習を行わせることが困難となつた場合の届出等〕

第二十一条 法第十九条第一項の届主は別途様式第九号によるものとする。
第二十二条 法第十九条及び第二項の届主は省令によるものとする。

二
技能実習生の写真を記載する欄に、各技能実習生の登録番号、認定期間(年月日)及び技能実習の区分

四 五
技能実習を行わせることが困難となつた事由並びにその発生時期及び原因
技能実習生の現状

六 技能実習の継続のための措置 (帳簿書類)

第二十二条 法第二十条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

三二 認定計画の履行状況に係る管理簿
技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌

四
企業単独型実習実施者においては、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

2 法第二十条の規定により前項の帳簿書類を技能実習を行わせる事業所に備えて置かなければならぬ期間は、技能実習生が技能実習を終了した日から一年間とする。
 (実施状況報告)

第二十三条 法第二十一条第一項の技能実習の実施の状況に関する報告書は、技能実習事業年度ごとに、別記様式第十号により、技能実習の実施状況を記載し、翌技能実習事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。

2 団体監理型技能実習に係る前項の報告書の作成は、実習監理を受ける監理団体の指導に基づいて行わなければならない。

第二節 監理団体

(許可の申請)

第二十四条 法第二十三条第二項の申請は、別記様式第十一号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

(外国の送出機関)

第二十五条 法第二十三条第二項第六号(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 団体監理型技能実習生の本邦への送出に関する事業を行う事業所が所在する国又は地域の公的機関から団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができるもの

として推薦を受けていること。

二 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定し、本邦への送出を行うこととしていること。

三 团体監理型技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について団体監理型技能実習生等に対して明示し、十分に理解させることとしていること。

四 団体監理型技能実習を修了して帰国した者が修得等をした技能等を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこととしていること。

五 団体監理型技能実習を修了して帰国した者による技能等の移転の状況等について法務大臣及び厚生労働大臣又は機構が行う調査に協力することとしていることその他法務大臣及び厚生労働大臣又は機構からの技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する要請に応じることとしていること。

六 当該機関又はその役員が禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

七 第一号に規定する国又は地域の法令に従つて事業を行うこととしていること。

八 当該機関又はその役員が過去五年以内に、次に掲げる行為をしていないこと。

イ 技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理する行為

ロ 技能実習に対する契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないこと。

ハ 技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に

入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を使使し、又は提供する行為

九 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者が、団体監理型技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産を管理されていないこと及び団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないことについて、団体監理型技能実習生になろうとする者から確認することとしていること。

十 前各号に掲げるもののほか、団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有するものであること。

(申請書の記載事項)

第二十六条 法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 役員の役職名及び法人番号

二 責任役員(監理事業に責任を有する役員をいう。以下同じ。)の氏名

三 法第二十五条第一項第五号ロの措置(以下「外部監査の措置」という。)を講ずる場合については外部監査を行う者(以下「外部監査人」という。)の氏名又は名称、講じない場合については指定外部役員(第三十条第二項の規定により指定された役員をいう。以下同じ。)の氏名

四 法人の種類

五 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

六 取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合にあっては、当該団体

二 監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要

七 監理事業を開始する予定年月日

八 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要

(申請書の添付書類)

第二十七条 法第二十三条第三項(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)の登記事項証明書、定款又は寄附行為並びに直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

二 監理事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

三 申請者の概要書

四 監理事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程の写し

五 監理事業を行う事業所ごとの監理団体の業務の運営(監理費の徴収を含む。)に係る規程の写し

六 申請者が作成した団体監理型技能実習に係る誓約書

七 申請者の役員の住民票の写し(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し))及び履歴書

八 監理責任者の住民票の写し、履歴書並びに就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し

九 外部監査の措置を講ずる場合にあっては、外部監査人の概要書並びに就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し

十 外部監査の措置を講じない場合にあっては、指定外部役員の就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し

十一 外国の送出機関から団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

イ 外国の送出機関の概要書

ロ 外国又は地域において事業を行うことを証する書類
ハ 申請者と外国の送出機関との間に締結された申請者が当該外国の送出機関から団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることに係る契約の契約書の写し

ニ 外国の送出機関が団体監理型技能実習生から徴収する費用の算出基準を記載した書類

ホ 外国の送出機関の団体監理型技能実習に係る誓約書

ヘ 第二十五条第一号に規定する推薦を受けたことを明らかにする推薦状その他の推薦をした國又は地域の公的機関の作成に係る書類

十二 技能実習計画の作成の指導に従事する者の履歴書

十三 一般監理事業の許可の申請に係る書類

十四 船員（船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第一項に規定する船員をいむ。）である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合にあっては、同法第三十四条第一項の許可を受けていることを証する書面

十五 その他必要な書類

十六 法第二十三条第三項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により添付すべき事業計画書は、別記様式第十二号によるものとする。

十七 第三十一条の基準を満たすことを明らかにする書類

十八 法第二十三条第七項（法第二十三条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により添付すべき事業計画書は、別記様式第十二号によるものとする。

十九 第二十八条（監理団体の手数料）

二十 法第二十三条第七項の主務省令で定める額は、二千五百円（監理事業を行う事業所の数が二以上の場合は、九百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に二千五百円を加えた額）とする。

二十一 法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、四万七千五百円（監理事業を行う事業所の数が二以上の場合は、一万七千五百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に四万七千五百円を加えた額）とする。

（本邦の當利を目的としない法人）

二十二 第二十九条（法第二十五条第一項第一号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

一 商工会議所（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。）

二 商工会（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会の会員である場合に限る。）

三 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。）（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。）

四 職業訓練法人（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該農業協同組合の組合員である場合に限る。）

五 農業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該農業協同組合の組合員であつて農業を営む場合に限る。）

六 漁業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該漁業協同組合の組合員であつて漁業を営む場合に限る。）

七 公益社団法人（各号に掲げる法人以外の法人であつて、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの）

八 公益財團法人（各号に掲げる法人以外の法人であつて、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの）

る法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

第三十条（外部役員及び外部監査人）

主務省令で定める密接な関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者

二 過去五年以内に申請者が実習監理を行った団体監理型実習実施者の役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者

三 前二号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族

四 社会生活において密接な関係を有する者であつて、指定外部役員による次項に規定する確認の公正が害されるおそれがあると認められるもの

五 申請者は、外部監査の措置を講じないとときは、前項に規定する密接な関係を有する者以外の役員（責任役員を除く。）であつて次の各号のいずれにも該当するものの中から、団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかの確認を担当する役員を指定するものとする。

一 過去三年以内に外部役員に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。

二 次のいずれにも該当しない者であること。

三 申請者の役員（監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている者を除く。）若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

四 申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

五 申請者の構成員（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

六 監理団体（申請者を除く。）の役員（監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている者を除く。）又は職員

七 申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員

八 実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

九 指定外部役員は、前項に規定する確認を、次に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で行い、その結果を記載した書類を作成するものとする。

一 責任役員及び監理責任者から報告を受けること。

二 申請者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。

三 法第二十五条第一項第五号口（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める密接な関係を有しない者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 第二十五条第一項第五号口（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であつて外部監査を適切に行う能力を有するものであることとする。

二 社会生活において密接な関係を有する者であつて、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者

九 前各号に掲げる法人以外の法人であつて、監理事業を行うことについて特別の理由があり、

一〇 前項の規定にかかるわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定め

一 過去三年以内に外部監査人に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。

二 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 申請者の役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの方であつた者

ロ 申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの方であつた者

ハ 実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

ニ 監理団体（申請者を除く。）又はその役員若しくは職員

ホ 申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員

チ 若しくは職員又は過去五年以内にこれらの方であつた者

ト 法第二十六条第五号イからニまでのいずれかに該当する者

ト 法人であつて、法第二十六条各号のいずれかに該当するもの又はその役員のうちにイからホまでのいづれかに該当する者があるもの

チ イからトまでに掲げる者のか、申請者は又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に関して不正又は著しく不当な行為を行つた者であることその他の事情により外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者

外 部監査は、次に定めるところにより行うものとする。

一 団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかどうかについて、第三項各号に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。

二 団体監理型実習実施者に対する監査が適正に実施されているかどうかについて、申請者が行う第五十二条第一号の規定による監査に監理事業を行う各事業所につき一年に一回以上同行することにより確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。

（一般監理事業の許可に係る基準）

第三十一条 法第二十五条第一項第七号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況

の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

一 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況

二 実習監理する団体監理型技能実習における技能等の修得等に係る実績

三 出入国又は労働に関する法令への違反、団体監理型技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

四 団体監理型技能実習生からの相談に応じることその他の団体監理型技能実習生に対する保護（労働条件等の明示）

五 団体監理型技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

第三十二条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第五条の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された從事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「從事すべき業務の内容等」という。）の範囲内で從事すべき業務の内容等を特定する場合

二 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された從事すべき業務の内容等を削除する場合

三 従事すべき業務の内容等を追加する場合

二 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

6

二 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等

三 前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等

一 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 団体監理型技能実習生等が従事すべき業務の内容に関する事項

二 労働契約の期間に関する事項

三 就業の場所に関する事項

四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に關する事項

五 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十号）第八条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項

六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保險法（昭和四九年法律第百六号）による雇用保險の適用に関する事項

七 団体監理型技能実習生等を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

四 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）

が明らかとなる次のいづれかの方法とする。ただし、技能実習職業紹介（監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。）のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方針により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 次のいづれかの方法によることを書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この条及び第三十五条第三項において同じ。）が希望した場合における当該方法

イ ファクシミリを利用してする送信の方法

ロ 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいふ。以下「電子メール等」という。）の送信の方法（当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

シ ミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

二 団体監理型実習実施者等は、団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日（当該明示に係る技能実習業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結する者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならない。

（求人等に関する情報的的確な表示）

第三十二条の二 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メール等の送信の方法又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五イに規定する自

動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。

法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める情報は、次のとおりとする。

一 自ら又は団体監理型実習実施者等に関する情報

二 法に基づく業務の実績に関する情報

三 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第三項の規定により、求人等に関する情報を提供するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあつたときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正すること。

二 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

三 次に掲げるいずれかの措置

イ 団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対し、定期的に求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報が最新かどうかを確認すること。

ロ 求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報の時点を明らかにすること。

(求人の申込みを受理しない場合)

第三十三条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令(昭和二十八年政令第二百四十二号)第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為(労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。)をした場合であつて、法第二十七条第二項の規定によりみなし適用する職業安定法第五条の六第二項の規定による報告の求め(以下この項において「報告の求め」という。)により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為(ロにおいて「同一違反行為」という。)をしたことがある場合その他当該違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。)。

ロ 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)第二百三十一条第一項(同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付(以下このロにおいて「送致等」という。)が行われ、その旨の公表が行われた場合であつて、次のいずれかに該当すること。

当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、当該違反行為の是正が行われた日から起算して過去一年までの期間(以下この(2)において「経過期間」という。)が六月を超えるときに限る。)であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、経過期間が六月を超えないときに限る。)であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。

(2) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起

(3) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。)又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと。

二 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第二号に掲げる法律の規定に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をし、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第四十八条の三第三項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他の当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為(以下このロにおいて「同一違反行為」という。)を行つた場合であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他の当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為(以下このロにおいて「同一違反行為」という。)を行つた場合であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他の当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

四 团体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第二百三十三号)第三十条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為(以下このロにおいて「同一違反行為」という。)を行つた場合であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他の当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

五 团体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第六号に掲げる法律の規定に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をし、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第五十六条の二の規定による

職業紹介費		監査指導費		監査指導費		監査指導費		監査指導費	
団体監理型実習実施者等から求人等との間ににおける雇用関係の成立のあつせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額	入国前講習に要する費用について、当該申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から徴収する。	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額	入国前講習の開始日以降に、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者等から徴収する。	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額	入国前講習に要する費用について、当該申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から徴収する。	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額	入国前講習に要する費用について、当該申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から徴収する。	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額	入国前講習に要する費用について、当該申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から徴収する。
（取扱職種の範囲等の届出等）	（第三十四条）法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第二十三条第二項の申請又は法第三十二条第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行うものとする。	（第三十五条）法第二十七条第二項の規定による届出と併せて、別記様式第十一号又は別記様式第十七号により行うものとする。	（第三十六条）法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三法第三十二条の十二第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行うものとする。	（第三十七条）法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、団体監理型実習実施者等の情報（技能実習職業紹介に係るものに限る。）及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱いに関する事項とする。	（第三十八条）法第二十九条第一項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の許可証（以下単に「許可証」という。）は、別記様式第十四号によるものとする。	（第三十九条）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額	（第四十条）法第三十一条第四項の規定による明示事項（許可の有効期間が満了したとき）	（第四十一条）法第三十二条第四項の規定により行なわされた明示事項（許可の有効期間が認められる者）	（第四十二条）法第三十三条第六項の規定による明示事項（許可の有効期間が認められないこととする。）
（第三十六条）法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の六の規定により法務大臣及び厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面により行うものとする。（監理費）	（第三十七条）法第二十八条第二項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に定めるとおりとする。	（第三十八条）法第二十九条第一項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の許可証（以下単に「許可証」という。）は、別記様式第十四号によるものとする。	（第三十九条）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十一年政令第百三十六号。以下「政令」という。）第二条第三号及び第五号の主務省令で定める基準は、従前の監理事業に係る許可の有効期間において法第三十六条第一項又は第三十七条第三項の規定による命令を受けていないこととする。	（第四十条）法第三十一条第四項の主務省令で定める額は、九百円に監理事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。	（第三十六条）法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の六の規定により行なわされた明示事項（許可の有効期間が認められる者）	（第三十七条）法第二十八条第二項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に定めるとおりとする。	（第三十八条）法第二十九条第一項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の許可証（以下単に「許可証」という。）は、別記様式第十四号によるものとする。	（第三十九条）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十一年政令第百三十六号。以下「政令」という。）第二条第三号及び第五号の主務省令で定める基準は、従前の監理事業に係る許可の有効期間において法第三十六条第一項又は第三十七条第三項の規定による命令を受けていないこととする。	（第四十条）法第三十一条第四項の主務省令で定める額は、九百円に監理事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

- 2 法第三十一条第五項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、一万七千百円に監理事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。
 (許可の有効期間の更新の申請等)
- 第四十二条** 法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項の申請は、許可の有効期間が満了する日の三ヶ月前までに、別記様式第十一号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。
- (更新後の許可証の交付は、更新前の許可証と引換えに行うものとする。)**
- 第四十三条** 法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 第二十六条各号(第七号を除く。)に掲げる事項
 - 二 監理団体の許可年月日及び許可番号
 - (変更の許可の申請等)
- 第四十四条** 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第二項の申請は、別記様式第十六号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。
- 2 変更後の許可証の交付は、変更前の許可証と引換えに行うものとする。**
- (事業区分変更許可申請書の記載事項)**
- 第四十五条** 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 第二十六条各号(第七号を除く。)に掲げる事項
 - 二 監理団体の許可年月日及び許可番号
 - 三 特定監理事業から一般監理事業への事業の区分の変更に係るものにあっては、一般監理事業を開始する予定日及び変更の理由
 - 四 一般監理事業から特定監理事業への事業の区分の変更に係るものにあっては、一般監理事業を終える予定日及び変更の理由
 - (変更の許可の手数料)
- 第四十六条** 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第七項の主務省令で定める額(一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る)は、二千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、九百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に二千五百円を加えた額)とする。
- 2 法第三十二条第二項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額(一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)は、四万七千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、一万七千五百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に四万七千五百円を加えた額)とする。**
- (軽微な変更)**
- 第四十七条** 法第三十二条第三項の主務省令で定めるものは、法第二十三条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項のうち監理事業の実施に実質的な影響を与えない変更とする。
 (変更の届出等)
- 第四十八条** 法第三十二条第三項の規定による届出は、別記様式第十七号によるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の届出に係る事が許可証の記載事項に該当する場合にあっては、別記様式第十七号による申請書の正本一部及び副本二部を提出しなければならない。**
- 3 法第三十二条第三項の主務省令で定める書類は、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面及び第二十七条各号に掲げる書類のうち事業所の新設によって変更を生ずる事項に係るものとする。**
- 4 法第三十二条第三項後段に規定する場合には、第一項に規定する届出書又は第二項に規定する申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面及び第二十七条各号に掲げる書類のうち変更があつた事項に係るものを添付しなければならない。**

- (技能実習の実施が困難となつた場合の届出等)**
- 第四十九条** 法第三十四条第一項の規定による届出は、別記様式第十九号によるものとする。
- 2 法第三十四条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 3 第十二条第二項第二号から第五号までに規定する事項
 - 4 第十二条第二項の規定による届出者による团体監理型技能実習実施者の届出受理番号、氏名又は名称及び住所
 - 5 届出者による团体監理型技能実習の継続のための措置
 - 6 法第十九条第二項の規定による通知を受けた場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該通知の年月日その他当該通知に係る事項
- (休廃止の届出等)**
- 第五十条** 法第三十五条第二項において準用する法第十三三条第二項の身分を示す証明書(法第四百四十九条第一項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。)は、別記様式第二十号によるものとする。
- (事業の区分の職権変更)**
- 第五十一条** 法第三十七条第二項において準用する法第三十七条第二項の規定により職権で一般監理事業に係る監理許可を特定監理事業に係るものに変更するときは、別記様式第二十一号により、その旨を監理団体に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた監理団体は、速やかに、許可証の書換えを受けなければならない。**
 (職員の身分証明書)
- 第五十二条** 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 1 団体監理型技能実習実施者が認定計画に従つて团体監理型技能実習を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の团体監理型技能実習の適正な実施及び**
- 2 团体監理型技能実習生の保護に関する事項について、監理責任者の指揮の下に、次に掲げる方**
- 法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものである場合にあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他团体監理型技能実習生が從事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにその方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、当該方法について、これに代えて他の適切な方法)により、团体監理型技能実習実施者に対し三月に一回以上の頻度で監査を適切に行うこと。**
- イ 団体監理型技能実習の実施状況について実地による確認を行うこと。**

- 四 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること。
- ハ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の四分の一以上（当該団体監理型技能実習生が二人以上四人以下の場合にあっては二人以上）と面談すること。
- 二 団体監理型実習実施者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。
- ホ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の宿泊施設その他の生活環境を確認すること。
- 二 団体監理型実習実施者が法第十六条第一項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めたときは、監理責任者の指揮の下に、直ちに、前号に規定する監査を適切に行うこと。
- 三 第一号団体監理型技能実習にあっては、監理責任者の指揮の下に、一月に一回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従つて団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が從事する業務の性質上當該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行うこと。
- 四 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしないこと。
- 五 外国への送出機関との間で団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに係る契約を締結するときは、当該外国の送出機関が、団体監理型技能実習生等の本邦への送出に関連して、団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理せず、かつ、団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないことを確認し、その旨を契約書に記載すること。
- 六 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあっては、当該取次ぎが外国の送出機関からのものであること。
- 七 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従つて入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させないこと。
- 八 法第八条第四項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導に当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設（法第十一条第二項において準用する場合にあっては、これらのうち変更しようとする事項に係るものに限る。）を実地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行うこと。この場合において、口に掲げる観点からの指導については修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。
- イ 技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点
- ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点
- ハ 技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点
- 九 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の第十条第二項第三号に規定する一時帰国に要する旅費及び団体監理型技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、団体監理型技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること。
- 十 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行わないこと。
- 十一 技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十二条第一項の認定を受けさせる目的、不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十三条第二項の更新を受ける目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可（同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受け

させる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行わないこと。

十四 その実習監理に係る団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

十五 監理団体の業務の運営（監理費の徴収を含む。）に係る規程を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この号において同じ。）により公衆の閲覧に供すること。ただし、監理団体の事業の規模が著しく小さい場合その他の電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合には、これに代えて事業所内的一般の閲覧に便利な場所に当該規程を掲示すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習の実習監理を行うものにあっては、当該特定の職種及び作業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に係る監理責任者にて告示で定める基準に適合すること。

（監理責任者）

第五十三条 法第四十条第一項の監理責任者は、監理事業を行う事業所ごとに、監理団体の常勤の役員又は職員の中から、当該事業所に所属する者であつて監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有するものを選任しなければならない。

二 監理責任者は、過去三年以内に監理責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者でなければならない。

三 監理事業を行う事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と密接な関係を有する者として次に掲げる者が当該事業所の監理責任者となる場合にあっては、当該監理責任者は当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に専与してはならず、当該事業所には、他に当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に専与することができる監理責任者を置かなければならない。

一 当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者

（帳簿書類）

第五十四条 法第四十一条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

一 実習監理を行う団体監理型実習実施者及びその実習監理に係る団体監理型技能実習生の管

理簿

二 監理費に係る管理簿

三 团体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあつせんに係る管理簿

四 第五十二条第一号及び第二号の規定による団体監理型技能実習の実施状況の監査に係る書類

五 入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

六 第五十二条第三号の規定による指導の内容を記録した書類

七 团体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類

八 外部監査の措置を講じてある監理団体にあっては第三十条第六項各号に規定する書類、外部監査の措置を講じていない監理団体にあっては同条第三項に規定する書類

- 九 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類
- 2 法第四十一条の規定により前項の帳簿書類を監理事業を行う事業所に備えて置かなければならぬ期間は、団体監理型技能実習の終了の日から一年間とする。
- (監査報告等)
- 第五十五条** 法第四十二条第一項の監査報告書は、別記様式第二十二号によるものとする。
- 2 法第四十二条第二項の事業報告書は、技能実習事業年度ごとに、別記様式第二十三号により、監理事業の実施状況を記載し、翌技能実習事業年度の五月三十日までに提出するものとする。
- 3 法第四十二条第二項の事業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- 二 前条第一項第六号に掲げる書類の写し
- 三 外部監査の措置を講じている監理団体にあっては、報告年度における第三十条第六項各号に規定する書類の写し
- 第三節 指導**
- (技能実習評価試験の基準等)
- 第五十六条** 法第五十二条第二項に規定する主務省令で定める技能実習評価試験の基準は、次のとおりとする。
- 一 技能実習生が修得等をした技能等について公正に評価すること。
- 二 技能実習の区分に応じて、等級に区分して行うこと。
- 三 実技試験及び学科試験によって行うこと。
- 四 職員、設備、業務の実施方法その他の試験実施者の体制を、技能実習評価試験を適正かつ確実に実施するために適切なものとすること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公正な技能実習評価試験の実施のために必要な措置を講じること。
- 第三章 外国人技能実習機構**
- (理事の任命及び解任の認可申請)
- 第五十七条** 機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 任命し、又は解任しようとする理事の氏名、住所及び履歴
- 二 任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約
- イ 法第七十三条又は第七十五条本文に該当すること。
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当すること。
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。
- 三 任命し、又は解任しようとする理由
- (役員の兼職の承認申請)
- 第五十八条** 役員は、法第七十五条ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 その役員となるうとする當利を目的とする団体の名称及び事業内容又はその従事しようとする當利事業の名称及び内容
- 二 兼職の期間並びに執務の場所及び方法
- 三 兼職を必要とする理由
- 第二節 評議員会**
- (評議員の任命及び解任の認可申請)
- 第五十九条** 機構の理事長は、法第八十四条第一項又は第八十五条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 任命しようとする評議員が第五十七条第二号ロ又はハに該当しないことの誓約
- 3 任命し、又は解任しようとする理由
- 第三節 業務**
- (手数料を徴収しない業務)
- 第六十条** 法第八十七条第六号の主務省令で定める業務は、同条第一号ロ及びハに掲げる業務及びこれらに附帯する業務とする。
- 第三節 業務の委託の認可申請**
- 第六十一条** 機構は、法第八十八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 委託しようとする相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 委託しようとする業務の内容
- 三 委託することを必要とする理由
- 四 委託の条件
- (業務方法書の変更の認可申請)
- 第六十二条** 機構は、法第八十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 變更しようとする事項及び当該変更の内容
- 二 變更を必要とする理由
- 三 その他参考となるべき事項
- (業務方法書の記載事項)
- 第六十三条** 法第八十九条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第八十七条第一号に規定する技能実習に関し行う業務に関する事項
- 二 法第八十七条第二号に規定する技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他援助を行う業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)に関する事項
- 三 法第八十七条第三号に規定する技能実習を行なうことができるよう、技能実習生であつて引き続き技能実習を行なうことを希望するものが技能実習を行なうことが困難となつた技能実習生であつて引き続き技能実習を行なうことを希望するものが技能実習を行なうことができるよう、技能実習生からその他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務に関する事項
- 四 法第八十七条第四号に規定する調査及び研究に関する事項
- 五 その他機構の業務の執行に関する必要な事項
- 第四節 指導**
- (検査職員の身分証明書)
- 第六十四条** 法百条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第二十四号によるものとする。
- (定款の変更の認可申請)
- 第六十五条** 機構は、法第一百一条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項及び当該変更の内容
- 二 変更を必要とする理由
- 三 その他参考となるべき事項
- 第四章 雜則**
- (手数料の納付方法等)
- 第六十六条** 法第二十三条第七項(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条第四項に規定する手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って納付しなければならない。

2 法第八条第五項（法第十一條第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第五項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

3 前二項の規定により納付した手数料は、返還しない。

（権限の委任）

第六十七条 法第一百四条第六項の規定により、政令第六条各号に掲げる出入国在留管理庁長官に委任された権限は、実習実施者等（法第十三条第一項に規定する実習実施者等をいう。以下この条において同じ。）又は監理団体等（法第十三条第一項に規定する監理団体等をいう。以下この条において同じ。）に係る事業所その他の技能実習に關係のある場所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法第一百四条第五項の規定により法務大臣の権限を委任された出入国在留管理局長が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第一百四条第六項の規定により、法第十五条第一項に規定する出入国在留管理局長官の権限は、実習実施者等又は監理団体等に係る事業所その他の技能実習に關係のある場所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、出入国在留管理局長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第一百四条第六項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、実習実施者等又は監理団体等に係る事業所その他の技能実習に關係のある場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十五条第一項の規定による命令
二 法第三十五条第一項の規定による報告徴収等
三 法第三十五条第一項の規定による報告徴収等
四 法第三十六条第一項の規定による命令
五 法第三十七条第三項の規定による命令

（提出書類等の言語）

第六十八条 法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理局長官及び厚生労働大臣又は機構に提出する資料が外国語により作成されているときは、その資料に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

2 法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理局長官及び厚生労働大臣又は機構に提出し、又は事業所に備えて置く日本語の書類に、技能実習生の署名を求める場合には、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めなければならぬ。

（添付書類の省略）

第六十九条 法又はこれに基づく命令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(技能実習に関する経過措置)

第二条 法附則第三条第二項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一 法附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」といふ。）別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イに係るに限り、法附則第十三条第一項の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄に掲げる活動

二 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「平成二十一年改正前入管法」という。）別表第一の四の表の研修の在留資格をもって行う同表の研修の項の下欄に掲げる活動

3 法附則第三条の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動

二 平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動

3 法附則第三条第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動

二 平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習特定活動を指定されたものに限り。）をもって行う技能実習特定活動

4 法附則第三条第五項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動

二 平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習特定活動を指定されたものに限り。）をもって行う技能実習特定活動

（相当技能実習計画）

第三条 法附則第四条の規定により読み替えて適用される法第九条第四号に規定する主務省令で定める計画は、旧技能実習在留資格者等（法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等をいう。）からの旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格に係る旧入管法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項若しくは第二十一条第二項の申請又は平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格若しくは平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格に係る平成二十一年改正前入管法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項若しくは第二十一条第二項の申請の際に地方入国管理局に提出された技能実習計画とする。

第四条 特定就労活動（出入国在留管理局長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に從事した者（次条に規定する旧特定就労活動従事者を除く。以下「特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合は、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト 第三号技能実習に係るものである場合にあつては、次のいずれかに該当するものである。

（1） 第二号技能実習若しくは第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同

条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。）の終了後本国に一月以上一年未満の期間一時帰

国してから特定就労活動（出入国在留管理局長官及び厚生

労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。）を開始し

るものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動

（技能実習に関する経過措置）

第一条 法附則第三条第二項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一 法附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」といふ。）別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イに係るに限り、法附則第十三条第一項の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄に掲げる活動

（技能実習に関する経過措置）

第二条 法附則第三条第二項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一 法附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」といふ。）別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イに係るに限り、法附則第十三条第一項の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄に掲げる活動

技能実習を開始するものであること。

(2) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一年以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

（2） 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後引き続き特定就労活動を開始してから一年以内に特定就労活動を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している特定就労活動を再開し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始すること。

（3） 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後本国に一年以上帰国してから特定就労活動を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始する又は当該特定就労活動の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開すること。

第五条 旧特定就労活動に從事した者に関する経過措置

に従事した者（以下「旧特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を造成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト 第三号技能実習に係るものである場合にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

(2) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

第六条 介護等特定活動（出入国在留等）に從事した者（以下「介護等特定活動從事者」といふ。）が、当該介護等特定活動從事者による、当該技能実習計画について法第八条第三号トの規定の適用については、

ト第一号技能実習に係るものである場合にあつては、次の（一）又は（二）に該当するものであること、第三号技能実習に係るものであることがある。又は（四）に該当するものであること。

（1）介護等特定活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。

るものであること。
官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)」
「」という。)を雇用する者又は雇用しようとする者
習計画(介護職種に係るものに限る。)を作成し、
認定の申請をした場合においては、第十条第二項規定
欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす

いすれかに該当すること。
特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労
告示で定める活動をいう。以下同じ。）の終了後本
以上帰国してから第三号技能実習を開始するもの
と。
二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三
省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定
をいう。）の終了後本国に一年以上帰国してから自
活動を開始し、かつ、当該旧特定就労活動の終了後
一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始さ
当該旧特定就労活動の終了後引き続き第三号技能
始してから一年以内に技能実習を休止して一月以
満の期間一時帰国した後、休止している技能実習

附 則（平成二十九年四月七日法務省・厚生労働省令第一号）
（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。
（技能実習計画の記載事項に関する経過措置）

(2) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

(2) 第二号技能実習の終了後引き続き第一号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

(3) 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

(4) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

第三条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をなした場合においては、改正後規則第八条の規定の適用については、当分の間、同条第二十二号中「基礎級」とあるのは、「基礎級（職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）による改正前の基礎一級を含む。）」とする。

2 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をなした場合においては、改正後規則第八条の規定の適用については、当分の間、同条第二十五号中「技能実習生」とあるのは、「技能実習生（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。））」を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。」とする。

(技能実習の目標及び内容の基準に関する経過措置
日枝毛三郎正留資格者等の運用による旨又は記

第四条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請を行つた場合においては、改正後規則第十七条の規定の適用については、当分の間、同条第二項第三号ト中「第二号技能実習」とあるのは「第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）」と、同項第四号ロ中「に第一号技能実習」とあるのは「に第一号技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。以下このロにおいて同じ。）」と、「第一号技能実習を行わせた者が」とあるのは「第一号技能実習に相当するものを行わせた者が」とする。

2 法附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下この項において「平成二十一年改正前入管法」という。）別表第一の四の表の研修の在留資格若しくは平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限る。）をもつて在留したことのある者を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条第二項第三号チ中「同じ技能実習」とあるのは「同じ技能実習（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を含む。以下このチにおいて同じ。）」と、「第一号技能実習」とあるのは「第一号技能実習（第一号技能実習に相当するもの（同条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。）を含む。）」と、「第二号技能実習」とあるのは「第二号技能実習（第二号技能実習に相当するもの（同条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を含む。）」とする。

第五条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十二条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第六号中「第二号技能実習生が第一号技能実習」とあるのは、「第二号技能実習生（第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。）が第二号技能実習（第二号技能実習に相当するものを含む。）」とする。

（技能実習責任者の選任に関する経過措置）

第六条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第十三条中「あり、かつ、過去三年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了したもの」とあるのは、「ある者」とする。

第七条 旧技能実習生の数に関する経過措置)
の申請をした場合においては、改正後規則第十六条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号中「第一号技能実習生」とあるのは「第一号技能実習生（第一号技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。第四項において同じ。）を行つ同条第一項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」と、「技能実習生」とあるのは「技能実習生（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第

四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。第四項において同じ。)」を行う同条第一項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。(以下この条において同じ。)」と、同項第一号中「企業単独型技能実習生(企業単独型技能実習生)とあるのは、「第二号技能実習生(第二号技能実習に相当するもの)を」と、「第二号技能実習生」とあるのは、「第二号技能実習生(第二号技能実習に相当するもの)」を行なう同条第一項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。(以下この条において同じ。)」と、同条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)第四項において同じ。)」を行なう同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。(以下この条において同じ。)」と、同項第一号中「企業単独型技能実習生(企業単独型技能実習又は第二号技能実習)とあるのは、「第一号技能実習(第一号技能実習に相当するものを含む。)」又は「第二号技能実習(第二号技能実習に相当するものを含む。)」と、同条第四項中「定める技能実習」とあるのは、「定める技能実習(技能実習に相当するものを含む。)」と、同項第一号中「第一号技能実習又は第二号技能実習」とあるのは、「第一号技能実習(第一号技能実習に相当するものを含む。)」又は「第二号技能実習(第二号技能実習に相当するものを含む。)」とする。

2 特定旧技能実習在留資格者等(農業を営む機関(法人を除く。)又は漁業を営む機関(船上において行う漁業を営むものを除く。)であつて常勤の職員の総数が一であるものに受け入れられている旧技能実習在留資格者等をいう。以下この項において同じ。)」を雇用する者が、当該特定旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合には、改正後規則第十六条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号中「次表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数(その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数)」とあるのは、「二」と、「同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数)」とあるのは、「四」と、同条第二項第二号中「同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数)」とあるのは、「二」と、「同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数)」とあるのは、「四」と、同条第二項第二号中「同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数)」とあるのは、「二」と、「同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数)」とあるのは、「四」とする。

(外部役員及び外部監査人にに関する経過措置)

第八条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第三十条第二項第一号の規定は、適用しない。

2 改正後規則第三十条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号へ中「技能実習」とあるのは、「技能実習(技能実習に相当するもの)」とあるのは、「第一号団体監理型技能実習生(第一号団体監理型技能実習に相当するもの)」とあるのは、「第二号団体監理型技能実習生(第二号団体監理型技能実習に相当するもの)」(法附則第三条第五項の主務省令で定めるものをいう。)の、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)」を行なう同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。(以下この号において同じ。)」を行なう同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。第五項第二号チにおいて同じ。)」とする。

(監理団体の業務の実施に関する基準に関する経過措置)

第九条 改正後規則第五十二条の規定の適用については、当分の間、同条第九号中「第二号団体監理型技能実習生が第二号団体監理型技能実習」とあるのは、「第一号団体監理型技能実習生(第一号団体監理型技能実習に相当するもの)」(法附則第三条第五項の主務省令で定めるものをいう。)の、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)」を行なう同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。第五項第二号チにおいて同じ。)」とする。

(監理責任者に関する経過措置)

第十条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第五十三条第二項の規定は、適用しない。

- 附 則** (平成二十九年一〇月三一日法務省・厚生労働省令第七号)
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成二十九年一月九日法務省・厚生労働省令第八号)
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成二十九年一二月二六日法務省・厚生労働省令第九号)
 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
- 附 則** (平成三十一年一月九日法務省・厚生労働省令第一号)
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成三十一年七月六日法務省・厚生労働省令第二号)
 (施行期日)
 1 この省令は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (平成三十年法律第七十一号) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- (経過措置)
 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則** (平成三十一年一月一二日法務省・厚生労働省令第三号)
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成三十一年一月一六日法務省・厚生労働省令第四号)
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成三十一年三月一五日法務省・厚生労働省令第一号)
 (施行期日)
 第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 第二条** この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 (以下「旧規則」という。) に規定する様式による技能実習計画の認定の申請、監理団体の許可の申請及び監理団体の許可の有効期間の更新の申請、監理団体の許可の申請及び監理団体の許可の有効期間の更新の申請による別記様式第6号及び別記様式第11号の申請書とみなす。
- 第四条** 旧規則の規定による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証とみなす。
- 第五条** この省令の施行前に、旧規則の規定により交付された別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証の効力については、なお従前の例による。
- 附 則** (平成三十一年三月二六日法務省・厚生労働省令第二号)
 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 附 則** (令和元年六月二八日法務省・厚生労働省令第三号)
 (施行期日)
 第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。
- (経過措置)
- 第二条** この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 (以下「旧省令」という。) に規定する様式による申請、監理団体の許可の申請及び監理団体の許可の有効期間の更新の申請による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証とみなす。
- 第三条** 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。
- 第四条** この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され又は作成された通知書、許可証その他の文書の効力については、なお従前の例による。
- 附 則** (令和元年九月六日法務省・厚生労働省令第四号)
 (施行期日)
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 第二条** この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 (以下「旧省令」という。) に規定する様式による申請及び報告 (以下この条において「申請等の行為」という。) は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 (以下「新省令」という。) に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。
- 第三条** 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。
- 第四条** この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され又は作成された通知書、許可証その他の文書の効力については、なお従前の例による。
- 附 則** (令和元年九月九日法務省・厚生労働省令第五号)
 (施行期日)
 第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年法律第三十七号) 附則第一条本文に規定する日から施行する。
- (経過措置)
 1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則** (令和元年一月八日法務省・厚生労働省令第六号)
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (令和二年二月二五日法務省・厚生労働省令第一号)
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (令和二年三月二三日法務省・厚生労働省令第二号)
 (施行期日)
 第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 第二条** この省令の施行の日前に行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項及び第十一条第一項の認定の申請に係る同法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、なお従前の例による。
- 附 則** (令和二年三月二七日法務省・厚生労働省令第三号)
 (施行期日)
 1 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第十四号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日 (令和二年三月三十日。次項において「施行日」という。) から施行する。ただし、第二条の規定は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第二十四号) の施行の日 (令和二年六月一日) から施行する。
- (経過措置)
- 第二条** この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 (以下「旧省令」という。) に規定する様式による申請、監理団体の許可の申請及び監理団体の許可の有効期間の更新の申請による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証とみなす。
- 第三条** 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。
- 第四条** この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され又は作成された通知書、許可証その他の文書の効力については、なお従前の例による。
- 附 則** (令和二年三月二七日法務省・厚生労働省令第四号)
 (施行期日)
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 第二条** この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 (以下「旧省令」という。) に規定する様式による申請、監理団体の許可の申請及び監理団体の許可の有効期間の更新の申請による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証とみなす。
- 第三条** 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。
- 第四条** この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され又は作成された通知書、許可証その他の文書の効力については、なお従前の例による。
- 附 則** (令和二年三月二七日法務省・厚生労働省令第五号)
 (施行期日)
 第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年法律第三十七号) 附則第一条本文に規定する日から施行する。
- (経過措置)
 1 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第十四号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日 (令和二年三月三十日。次項において「施行日」という。) から施行する。ただし、第二条の規定は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第二十四号) の施行の日 (令和二年六月一日) から施行する。
- 第二条** この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 (以下「旧省令」という。) に規定する様式による申請、監理団体の許可の申請及び監理団体の許可の有効期間の更新の申請による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証とみなす。
- 第三条** 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。
- 第四条** この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され又は作成された通知書、許可証その他の文書の効力については、なお従前の例による。
- 附 則** (令和二年三月二七日法務省・厚生労働省令第六号)
 (施行期日)
 第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年法律第三十七号) 附則第一条本文に規定する日から施行する。
- (経過措置)
 1 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第十四号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日 (令和二年三月三十日。次項において「施行日」という。) から施行する。ただし、第二条の規定は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第二十四号) の施行の日 (令和二年六月一日) から施行する。

四		三	
建設関係 (二十二職種三十三作業)		養殖業 さく井	
職種	作業	作業	作業
食品製造関係 (十一職種十八作業)			
缶詰巻締			
築炉			
建設機械施工			
表装			
防水施工			
コンクリート圧送施工			
ウェルポイント施工			
内装仕上げ施工			
熱絶縁施工			
配管			
左官			
石材施工			
鉄筋施工			
型枠施工			
建築大工			
さく井			
建築板金			
冷凍空気調和機器施工			
建具製作			
建築工事			
大工工事作業			
型枠工事作業			
鉄筋組立て作業			
木製建具手加工作業			
内外装板金作業			
冷凍空気調和機器施工作業			
ダクト板金作業			
ロータリー式さく井工事作業			
内外装板金作業			
バーカッシュョン式さく井工事作業			
かに・えびかご漁業			
棒受網漁業			
ほたてがい・まがき養殖作業			
刺し網漁業			
定置網漁業			
かに・えびかご漁業			
食鳥処理加工業			
作業			
缶詰巻締			
築炉作業			
掘削作業			
締固め作業			
積込み作業			
壁装作業			
押土・整地作業			
ウェルポイント工事作業			
コンクリート圧送工事作業			
シーリング防水工事作業			
ビル用サッシ施工工作業			
カーテン工事作業			
カーペット系床仕上げ工事作業			
鋼製下地工事作業			
ボード仕上げ工事作業			
ボーリング防水工事作業			
コンクリート床仕上げ工事作業			
ビル用サッシ施工工作業			
サッシ施工			
防水施工			
コンクリート圧送施工			
ウェルポイント施工			
内装仕上げ施工			
熱絶縁施工			
配管			
左官			
石材施工			
鉄筋施工			
型枠施工			
建築大工			
さく井			
建築板金			
冷凍空気調和機器施工			
建具製作			
建築工事			
大工工事作業			
型枠工事作業			
鉄筋組立て作業			
木製建具手加工作業			
内外装板金作業			
冷凍空気調和機器施工作業			
ダクト板金作業			
ロータリー式さく井工事作業			
内外装板金作業			
バーカッシュョン式さく井工事作業			
かに・えびかご漁業			
棒受網漁業			
ほたてがい・まがき養殖作業			
刺し網漁業			
定置網漁業			
かに・えびかご漁業			
食鳥処理加工業			
作業			

塗装	強化プラスチック成形	製本	印刷	家具製作	職種	その他（二十一職種三十八作業）	作業	家具手加工作業	表面熱処理（漫炭・漫炭窒化・窒化）作業	全体熱処理作業	プリント配線板製造作業	電気めつき作業	溶融亜鉛めつき作業	ハンマ型鍛造作業
建築塗装作業	手積み積層成形作業	ブロー成形作業	インフレーション成形作業	射出成形作業	圧縮成形作業	製本作業	オフセット印刷作業	グラビア印刷作業	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）作業	引抜加工作業	回転電機巻線製作作業	機械組立て作業	機械組立て作業	プレス型鍛造作業
	プラスチック成形					アルミニウム圧延・押出製品製造	金属熱処理業	プリント配線板製造	電子機器組立て	電気機器組立て	変圧器組立て作業	配電盤・制御盤組立て作業	機械組立て作業	コールドチャンバダイカスト作業
									機械保全	電子機器組立て	機械系保全作業	陽極酸化処理作業	機械板金作業	普通旋盤作業
									機械検査	機械組立て	機械組立て作業	溶融亜鉛めつき作業	構造物鉄工作業	ホットチャンバダイカスト作業
									仕上げ	機械組立て	機械組立て作業	電気めつき作業	マシンニングセンタ作業	ダイカスト
										金型仕上げ	機械組立て	機械組立て作業	フレイス盤作業	鍛造

別記様式第1号（第4条第1項関係）

別記様式第1号（第4条第1項関係）
第1面 A・B・C・D・E・F
空 記定番号

(日本産業規格A列4)

技 能 実 習 計 画 認 定 申 請 書
年 月 日

外団人技能実習機関 理事長 聞

申請者

次の技能実習計画について、申請者は、外団人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第10条各号に規定する外団事由(第6項記載)を達成するとともに、そのいずれにも該当しないことを誓約し、法第8条第1項の認定を申請します。

(団体運営型技能実習に係るものである場合)

申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを説明します。

監理団体

(注意)
各印欄には、記載しないこと。

別記様式第1号（第4条第1項関係）	八 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種及び作業	木材加工	鉄道車両整備	鉄道施設保守整備	ゴム製品製造	介護	自動車整備	ビルクリーニング	陶磁器工業製品製造	工業包装	紙器・段ボール箱製造	溶接	金属塗装作業
		機械製材作業	空気装置検修・解ぎ裝作業	複合積層加工業	混練り圧延加工業	押出し加工業	軌道保守整備作業	接客・衛生管理作業	リネンサプライ仕上げ	介護	自動車整備作業	パッド印刷作業	貼箱製造作業
		機械製材作業	空気装置検修・解ぎ裝作業	複合積層加工業	混練り圧延加工業	押出し加工業	軌道保守整備作業	接客・衛生管理作業	リネンサプライ仕上げ	ビルクリーニング作業	压力鑄込み成形作業	機械ろくろ成形作業	段ボール箱製造作業
		機械製材作業	空気装置検修・解ぎ裝作業	複合積層加工業	混練り圧延加工業	押出し加工業	軌道保守整備作業	接客・衛生管理作業	リネンサプライ仕上げ	ビルクリーニング作業	パッド印刷作業	貼箱製造作業	印刷箱打抜き作業
		機械製材作業	空気装置検修・解ぎ裝作業	複合積層加工業	混練り圧延加工業	押出し加工業	軌道保守整備作業	接客・衛生管理作業	リネンサプライ仕上げ	ビルクリーニング作業	压力鑄込み成形作業	機械ろくろ成形作業	段ボール箱製造作業
		機械製材作業	空気装置検修・解ぎ裝作業	複合積層加工業	混練り圧延加工業	押出し加工業	軌道保守整備作業	接客・衛生管理作業	リネンサプライ仕上げ	ビルクリーニング作業	パッド印刷作業	貼箱製造作業	印刷箱打抜き作業
		機械製材作業	空気装置検修・解ぎ裝作業	複合積層加工業	混練り圧延加工業	押出し加工業	軌道保守整備作業	接客・衛生管理作業	リネンサプライ仕上げ	ビルクリーニング作業	压力鑄込み成形作業	機械ろくろ成形作業	段ボール箱製造作業
		機械製材作業	空気装置検修・解ぎ裝作業	複合積層加工業	混練り圧延加工業	押出し加工業	軌道保守整備作業	接客・衛生管理作業	リネンサプライ仕上げ	ビルクリーニング作業	パッド印刷作業	貼箱製造作業	印刷箱打抜き作業
		機械製材作業	空気装置検修・解ぎ裝作業	複合積層加工業	混練り圧延加工業	押出し加工業	軌道保守整備作業	接客・衛生管理作業	リネンサプライ仕上げ	ビルクリーニング作業	压力鑄込み成形作業	機械ろくろ成形作業	段ボール箱製造作業
		機械製材作業	空気装置検修・解ぎ裝作業	複合積層加工業	混練り圧延加工業	押出し加工業	軌道保守整備作業	接客・衛生管理作業	リネンサプライ仕上げ	ビルクリーニング作業	パッド印刷作業	貼箱製造作業	印刷箱打抜き作業

別記様式第1号（第4条第1項関係）
第2面 A・B・C・D・E・F

技 能 実 習 計 画

作成日： 年 月 日

1 申 請 者 法人	①実習実施者届出受理番号				
	(ふりがな) ②氏名又は名称				
	③住所	〒	—	(電話 — —)	
	(ふりがな) ④代表者の氏名	氏名	役職名	住所	
		①		〒	—
		②		〒	—
		③		〒	—
		④		〒	—
		⑤		〒	—
	⑥		〒	—	
⑦業種	大分類 ()	小分類 ()			
2 技能 実習を行わせ る事業 所	①名称				
	②所在地	〒	—	(電話 — —)	
	(ふりがな) ③技能実習責任者の氏名 及び役職名		役職名		

(ふりがな) ④技能実習指導員の氏名 及び役職名		役職 名	
(ふりがな) ⑤生活指導員の氏名及び 役職名		役職 名	
3 技能 実習生 実習生	①氏名	ローマ字 漢字	
	②国籍 (国又は地域)		
	③生年月日、年齢及び性別	年 月 日 () 才 性別 (男・女)	
	④帰国(予定)期間	年 月 () 年 月 日 ~ 年 月 日	
4 技能実習の区分			
<input type="checkbox"/> A (第一号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D (第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第二号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E (第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第三号団体監理型技能実習)			
5 技能 実習の 内容	①移行対象職種・作業の場合	コード番号 () 職種名 () 作業名 ()	
	複数実施の場合	コード番号 () 職種名 () 作業名 ()	
	②移行対象職種・作業以外 の場合は	第3面「入国情報実習履歴予定表」のとおり	
	③入国情報 入国情報実習の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
④実習			
6 技能実習の目標	①目標の達成	□ 技能検定 (試験名: , 級:) □ 技能実習評価試験 (試験名: , 級:) □ その他 (内容:)	
	複数実施の場合	□ 技能検定 (試験名: , 級:) □ 技能実習評価試験 (試験名: , 級:) □ その他 (内容:)	
7 前段 階の達 成状況	①目標の達成	□ 技能検定 (試験名: , 級:) □ 技能実習評価試験 (試験名: , 級:)	
	複数実施の場合	□ 技能検定 (試験名: , 級:) □ 技能実習評価試験 (試験名: , 級:) □ その他 (内容:)	
②前段階の技能実習計画の 設定番号			
8 技能実習の期間及び時間数			
延べ期間 年 月 日間 (年 月 日 ~ 年 月 日)		合計時間 時間 (入国情報 時間、実習 時間)	
9 ①監理団体の許可番号			

②監理団体の許可の別		<input type="checkbox"/> 一般監理事業 <input type="checkbox"/> 特定監理事業
③監理団体の名称		
④監理団体の住所		〒 - (電話 - - -)
⑤監理団体の代表者の氏名		
⑥監理責任者の氏名		
⑦担当事業所の名称		
⑧担当事業所の所在地		〒 - (電話 - - -)
⑨監理指導担当者の氏名		
⑩取次送出機関の氏名又は名称 (送出現機関番号又は整理番号を 記載すること。)		送出機関番号 整理番号
10 技能実習生 の待遇	賞金	月給・日給・時給 円
	①報酬	講習手当 円
	その他	円
	②雇用契約期間	期間の定め (年 月 日 ~ 年 月 日) ・無
	③労働時間及び休憩	時 分 ~ 時 分 (休憩: 時 分 ~ 時 分)
	④所定労働時間	年間 時間 / 運平均 時間
	⑤休日	
	⑥休暇	
	⑦宿泊施設	
⑧技能実習生が定期的に負担する費用	食費 円、居住費 円、その他 円	
11 備考		
<small>* 過去1年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の 有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</small>		

(注意)
 1 様の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実習実施者届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
 2 1項の④及び⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 3 様の②について、日本語と英語の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
 4 様について、日本語と英語を行き来する場合は、(後第3号技術実習の開始時刻)を記載すること。
 5 様の①は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 6 様の③について、漢字の表示がある場合には、その表示の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
 7 様の④及び⑤について、日本語と英語の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
 8 様について、別紙の職種及び作業を実施する場合に、主務大臣が別途定めるコード表を参照して、該職種及び作業のコード番号を記載すること。
 9 様の①について、複数の職種及び作業を実施する場合に、主務大臣が別途定めるコード表を参照して、該職種及び作業のコード番号を記載し、その他の職種及び作業に該職種及び作業の記号を記載すること。
 10 様の②について、日本語と英語の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
 11 様の③につき、別紙の前記講習を実施している場合には、その内容について別紙により提出すること。
 12 6項及び7項について、複数の職種及び作業を実施する場合には、主務大臣が別途定める第1号技術実習に係る目的を定めた職種及び作業については、上欄の授業時間の欄内のとおり記載すること。
 13 6項について、技術実習の内容が分かるように具体的に記載すること。
 14 8項について、技術実習の期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 15 9項の前記誓書等について、外国人技術実習機関のホームページにおいて公表されている外国の送出期間に記載する場合に該当する場合は、該機関の名称を記載すること。
 16 10項について、雇用契約期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 17 様には、記載の欄内に係る担当者の氏名、職名及び記号を記載すること。また、過去3年以内に技術実習実施機関に就職した者又は実習生の有無(捺印)について、該当する欄にチェックマークを付すこと。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第3面 A

入国後講習実施予定表

講習実施施設

施 設 名
所 在 地
連 絡 先

法的保護に必要な情報について講義を行う講師

氏 名
職 業
所 属 機 間
専門的知識の経歴
資 格 ・ 免 許

講習期間 年 月 日 ~ 年 月 日

講習 内 容 講師の氏名(役職・経験年数・ 委託の有無)	合計 時間 時間	時間数											
		1 月 日	2 月 日	3 月 日	4 月 日	5 月 日	6 月 日	7 月 日	8 月 日	9 月 日	10 月 日	11 月 日	12 月 日
1													
2													
3													
4													
5													
合 计 時 間		h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第4面 A・D

実習実施予定表

技能実習を行わせる事業所

- ① 事業所名 所在地
 ② 事業所名 所在地
 ③ 事業所名 所在地

実習期間 年 月 日 ~ 年 月 日

事業所	合計時間	月・時間数											
		1月 日	2月 日	3月 日	4月 日	5月 日	6月 日	7月 日	8月 日	9月 日	10月 日	11月 日	12月 日
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
合計時間		h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第5面 B・C・E・F

実習実施予定表(1年目)

技能実習を行わせる事業所

- ① 事業所名 所在地
 ② 事業所名 所在地
 ③ 事業所名 所在地

実習期間 年 月 日 ~ 年 月 日

事業所	合計時間	月・時間数											
		1月 日	2月 日	3月 日	4月 日	5月 日	6月 日	7月 日	8月 日	9月 日	10月 日	11月 日	12月 日
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
合計時間		h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第6面 B・C・E・F

実習実施予定表(2年目)

技能実習を行わせる事業所

- ① 事業所名 所在地
 ② 事業所名 所在地
 ③ 事業所名 所在地

実習期間 年 月 日 ~ 年 月 日

事業所	合計時間	月・時間数											
		1月 日	2月 日	3月 日	4月 日	5月 日	6月 日	7月 日	8月 日	9月 日	10月 日	11月 日	12月 日
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
合計時間		h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第7面 A・B・C・D・E・F

私(申請者)は、法第10条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないことを確認しましたので、その旨をここに誓約します。 □※

(注意)

申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第10条各号に規定する欠格事由】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)(抄)
(認定の欠格事由)
 - 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
 - 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 三 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る)及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 四 健康保険法(大正一一年法律第七十号)第二百八条、第二百二十二条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二百五十六条、第二百五十九条若しくは第二百六十一条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十二条前段の規定に係る部分に限る)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四条第一項(同法第二条又は第三条の二の規定に係る部分に限る)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十二条前段の規定に係る部分に限る)、又は雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る)の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令に定めるもの
 - 六 破産手続開始の決定を受けた後権を得ない者
 - 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された場合(同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することになったことによる場合は限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を执行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む)第二十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - 八 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に違反し不正又は著しく不当な行為をした者
 - 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。)
 - 十 営業に関する成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 十一 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 十二 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第百三十六号)(抄) (法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)
第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。
一 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第八十一条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第一項に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。), 第百八十八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。), 第百十九条第一号(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第百二十条第一号(同法第八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定並びにこれららの規定に係る同法第一百二十二条の規定
二 船員職業安定法(昭和二十一年法律第四十九号)第八十一条(同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。), 第百三十条(同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条(同法第八十八条の二の第二項及び第五項並びに第八十八条の三の第三項において準用する場合を含む。)の規定に係る部分に限る。)及び第百三十九条(第一号(同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十五条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。)及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれららの規定に係る同法第一百三十五条第一項の規定(これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)
三 職業安定法(昭和二十一年法律第四十九号)第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。)及び第六十六条の規定並びにこれららの規定に係る同法第六十七条の規定
四 船員職業安定法第百二十二条から第百三十三条までの規定
五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十一条の三、第七十二条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六までの三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定
六 最低賃金法(昭和三十四年法律第四百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第十条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定
八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十二号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第一号及び第二号を除く。)の規定並びにこれららの規定に係る同法第五十二条の規定
九 賃金の支給の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
十 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
十一 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条、第四十九条(第一号を除く。)及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれららの規定に係る同法第五十二条の規定
十二 中小企業における労働者の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理制度の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)の規定並びにこれららの規定に係る同法第二十二条の規定
十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの規定
十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)の規定並びにこれららの規定に係る同法第三十五条の規定
十五 労働者派遣法第四十四条第一項の規定により適用される労働基準法第八十八条、第一百九十八条及び第一百二十二条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第一百二十九条から第一百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第一項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十七年法律第百七号)第一百十九条及び第一百二十二条の規定
○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号)(抄) (技能実習に関する業務を適正に行うことができない者)
第十六条の二 法第十条第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第2号(第5条第2項関係)

(日本産業規格A4判)

技 能 実 習 計 画 認 定 通 知 書

般

外国人技能実習機構 理事長



1認定番号			
2申請年月日		年 月 日	
3認定年月日		年 月 日	
4技能実習の期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
5申請者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所 〒 — (電話 — — —)		
6技能実習生	①氏名	ローマ字	
	漢字		
	②国籍(国又は地域)		
7監理団体	③生年月日、年齢及び性別 年 月 日 (才) 性別(男 ・ 女)		
	①許可番号		
	②名称		
8技能実習の区分	③住所 〒 — (電話 — — —)		
	<input type="checkbox"/> A(第一号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D(第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B(第二号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E(第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C(第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F(第三号団体監理型技能実習)		

(注意)

1 5欄の①に係る事項には、申請を行うままでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。

2 6欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。

3 7欄には、団体監理型技能実習の場合について記載を行う。

別記様式第3号 (第17条関係) (日本産業規格A4判)

※ 軽微変更届出番号

技能実習計画 軽微変更届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

(団体監修型技能実習に係るものである場合の指導認定)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第17条の規定により下記のとおり認定計画の軽微な変更の届出をします。

記

1 認定番号			
2 認定年月日	年 月 日		
3届 出者	①実習実施者届出受理番号		
	(ふりがな)		
	②氏名又は名称		
③住所	〒 - (電話 - - -)		
4 技能 実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍 (国又は地域)		
③生年月日、年齢及び性別	年 月 日 (年才) 性別 (男・女)		
5 認定計画の軽微な変更の内容			
項目 変更前 変更後 変更年月日			
年 月 日			

6 備考

(注意)

1. ※印欄には、記載をしないこと。
 2. 3欄の①は、この申請を行うまでに既に法第17条の規定による実施の届出を行った実習実施者届出受理番号を務めている者について記載すること。
 3. 4欄の②で登録 (未登録の場合、登録申請において用いたるもの) と同一の氏名を記載するほか、他の氏名がある場合は、その他の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
 4. 5欄は、軽微な変更の内容が分らるよう必要に応じて記載する内容が記載する機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載に加え、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送付機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
 5. 6欄には、軽微な変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、軽微な変更の届出が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第4号(第18条第1項関係) (日本産業規格A4判)

※ 変更認定番号

技能実習計画変更認定申請書

年月日

外国人技能実習機構 理事長 殿

申請者

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり認定計画の変更の認定の申請をします。

記

1 認定番号		
2 認定期間	年月日	
3 申請者	①実習実施者届出受理番号 (ふりがな) ②氏名又は名称 ③住所 〒 - (電話 - - -)	
4 技能実習生	①氏名 ローマ字 漢字	
5 体調監視	②国籍(国又は地域) ③生年月日、年齢及び性別 年月日 (才) 性別(男・女)	
	④監理団体の許可番号 ⑤監理団体の許可の別 □一般監理事業 □特定監理事業 ⑥監理団体の名称 (ふりがな)	

6 認定計画の変更の内容	年月日
7 備考	

(注意)
 1 ※印欄には、記載をしないこと。
 2 3欄には、この申請を提出する際に、既に法第17条の規定による実習実施者届出受取番号を有する者にて記載すること。
 3 4欄のDは、ローマ字で経営(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字での氏名がある場合はローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
 4 5欄の領活動書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関登録番号を記載すること。当該番号が公示されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理解説書を記載すること。
 5 6欄は、変更の内容が分かることにより認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。
 6 7欄には、変更の認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、変更の認定の申請が必要となった理由を併せて記載すること。その他連絡事項があれば併せて記載すること。

別記様式第5号(第18条第3項関係)

(日本産業規格A4)

技能実習計画変更認定通知書

殿

外国人技能実習機構 理事長



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第11条第1項の規定により変更の申請のあった技能実習計画について、下記のとおり同項の変更の認定をしましたので通知します。

記

1変更認定番号(認定番号)		()	
2変更申請年月日		年 月 日	
3変更認定年月日(認定年月日)		年 月 日(年 月 日)	
4技能実習の期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
5申請者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所 〒 (電話) - - -		
6技能実習生	①氏名	ローマ字	
	漢字		
	②国籍(国又は地域)		
③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才) 性別(男 · 女)	
7技能実習の区分		<input type="checkbox"/> A(第一号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D(第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B(第二号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E(第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C(第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F(第三号団体監理型技能実習)	

(注意)

- 5欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
- 6欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。

別記様式第6号(第19条関係)

第1面

		第 号	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第13条第2項(第35条第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査証			
写		職名及び氏名 年 月 日 生 年 月 日 交付	
真		法務大臣 厚生労働大臣 印	

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋 (報告徴収等)			
第13条 主務大臣は、この章(次節を除く。)の規定を実行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であった者(以下この項及び次条第1項において「実習実施者等」という。)、監理団体若しくは監理団体であった者(以下この項及び次条第1項及び第35条第1項において「監理団体等」という。)若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは監理員(以下この項において「役員等」という。)若しくは役員であった者(以下この項及び次条第1項において「役員等」という。)若しくは実習実施者等若しくは役員等に對し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役員等に對し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に關係者に対して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他の技能実習に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。			
2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す證明書を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。			
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。			
(認定の取消し等)			
第16条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。 一～三 (略)			
四 第13条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。			
五～七 (略)			
2 (略)			

第3面

<p>(報告徵収等) 第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者(監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。)若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員(以下この項において「役職員」という。)若しくは役職員であった者(以下この項において「役職員等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事務所その他団体監理型技能実習に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査せることができる。</p> <p>2 第10条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。</p> <p>(許可の取消し等) 第37条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。</p> <p>~三 (略) 四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらとの規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。 五 出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 2~4 (略)</p>

第4面

<p>第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 二~十二 (略)</p> <p>第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第108条、第109条、第110条(第44条に係る部分に限る。)、第111条及び前条(第12号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。

別記様式第7号(第20条第1項関係)

(日本産業規格A4)

※ 届出受理番号

実習実施者 届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第17条の規定により下記のとおり実施の届出をします。

記

1 届出者	(ふりがな) ①氏名又は名称		
	②住所		〒 — (電話 — — —)
2 技能実習計画	①認定番号		
	②認定年月日		
3 技能実習を開始した日		年 月 日	
4 備考			

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 欄には、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を開始する場合には複数の技能実習計画の全てを記載すること。ただし、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 4欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第8号(第20条第3項関係)

(日本産業規格A列4)

実習実施者届出受理書

殿

外国人技能実習機構 理事長



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第17条の規定による実施の届出について、受理しましたので通知します。

記

1実習実施者届出受理番号		
2届出受理年月日		年 月 日
3届出者	①氏名又は名称	
	②住所	〒 — (電話 — — —)

別記様式第9号(第21条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

※ 困難時届出受理番号

技能実習実施困難時届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第19条第1項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

1届出者	①実習実施者届出受理番号	
	(ふりがな)	
	②氏名又は名称	
2企業単独型技能実習計画	③住所	〒 — (電話 — — —)
	①認定番号	
	②認定年月日	年 月 日
3企業単独型技能実習生	③技能実習の区分	<input type="checkbox"/> 第1号企業単独型技能実習 <input type="checkbox"/> 第2号企業単独型技能実習 <input type="checkbox"/> 第3号企業単独型技能実習
	①氏名	ローマ字
	漢字	
4技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因	②国籍(国又は地域)	
	③生年月日、年齢及び性別	年 月 日 (才) 性別(男 ・ 女)
	<input type="checkbox"/> 企業単独型実習実施者の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 実習認定の取消し <input type="checkbox"/> 経営上・事業上の理由 <input type="checkbox"/> その他 ())	
<input type="checkbox"/> 企業単独型技能実習生の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 病気・怪我 <input type="checkbox"/> 実習意欲の喪失・ホームシック <input type="checkbox"/> 行方不明(年 月 日発生) <input type="checkbox"/> 本国の家族の都合 <input type="checkbox"/> その他 ())		

		上記事由の概要(発生時期、経緯、原因等)
5企業単独型技能実習生の現状		<input type="checkbox"/> 入国前 <input type="checkbox"/> 入国済(年 月入国) (「入国前」にチェックマークを付した場合は②及び③は記載不要。)
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有(休業手当) <input type="checkbox"/> 有(雇用保険) <input type="checkbox"/> 有(生活費等) <input type="checkbox"/> 無
		②及び③の具体的な状況等(支援実施者、受給開始日等)
6企業単独型技能実習の継続のための措置		企業単独型技能実習生の企業単独型技能実習の継続意思 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定期等
7備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 ④欄及び⑤欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 ③欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習者が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の企業単独型技能実習生の現状について該当するものにチェックマークを付すこと(実習実施者の事業規模の縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「企業単独型技能実習生の都合」ではなく、「企業単独型技能実習生の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。
- 4 ④欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと(実習実施者の事業規模の縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「企業単独型技能実習生の都合」ではなく、「企業単独型技能実習生の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。
- 5 ⑤欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習者が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の企業単独型技能実習生の現状について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 6 ⑥欄には、該当する場合は、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行なった上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。
- 7 ⑦欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第10号(第233条第1項関係)	
(日本語表記A別4)	
※実施状況報告書受理番号	

実施状況報告書 年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者 (信体監査型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第1項の規定により、
下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

1報告対象期間		年4月1日 ~ 年3月31日		
①実習実施委嘱届出受取番号 (ふりがな) ②氏名又は名称				
2実習実施者 ③住所 ④業種 ⑤職種(最も多く受け入れているもの)		〒 ————— (電話 — — —) コード番号() 職種名()		
3報告対象技能実習生数 (上記の期間中の在籍者に限る。入国情報中の者 は除く。)		第1号 人、第2号 人、第3号 人		
4技能検定等受検 状況 (上記3の技能実習生に限る。)		試験区分 經了者数 うち受験者数 うち合格者数 ①基礎級程度 実技 人 人 人 (第1号修了者) 学科 人 人 人 ②3級程度 実技 人 人 人 (第2号修了者) 学科 人 人 人 ③2級程度 実技 人 人 人 (第3号修了者) 学科 人 人 人		
5労働条件等 (上記の期間中の賃与、期末手当等、特別手当額等)		第1号技能実習生 (入国情報中の者を除く。) 平均 日/月 平均 日/月 平均 日/月 (1) 実労働日数 (2) 所定内定労働時間数 (超過労働時間数を含む。 1引いたもの。) (3) 所定外労働時間数 (休出、残業、休日労働等) (4) さしあて支給する残余給与額 (超過労働時間数を含む。) (5) うち精勤手当 (6) うち扶養手当 (7) うち家族手当 (8) うち別途手当額		

(6) 控除額						
①食費 ②居住費 (水道、光熱費含む。) ③税・社会保険料 ④その他	平均	円／月	平均	円／月	平均	円／月
	平均	円／月	平均	円／月	平均	円／月
	平均	円／月	平均	円／月	平均	円／月
	平均	円／月	平均	円／月	平均	円／月
(7) 算定率	①第2分移行時	平均	%	平均	%	
	②第3分移行時					
⑥技能実習の継続が困難となった技能実習生数 (上記の期間中に限る。)		(うち行方不明者数、割合)		人		%
⑦他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受け入れ状況及び実習先変更支援ボーナスへの登録有無		人数	登録の有無	人		人
⑧地元社会との共生における取組概要						取組概要
①日本語学習支援						
②地域社会との交流の機会提供						
③日本文化を学ぶ機会の提供						
⑨備考						

(注意)

- 1.※印欄には、記載をしないこと。
- 2.2種の区分は、標準導入度量分類の大分類及び小分類の区分及び名前を記載すること。
- 3.3種の区分は、技能実習開始時点(技能実習実施困難時届出書)を提出した場合を含む。又は3月31日時点での区分(第1号から第3号まで)に応じた人件を記載すること。
- 4.5種の(1)～(6)は、3種に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。
- 5.5種の(4)の算出に当たっては、月まで技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が1か月分に満たない場合は、当該額を除いて1か月あたりの平均額を算出すること。
- 6.5種の(7)は、1種の期間中に第2号又は第3号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率(複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率)を記載すること。
- 7.6種の行方不明者の割合は、3種の人件に含まれた割合を算出すること。
- 8.8欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的な内容が分かるものが必要に応じて添付すること。
- 9.9欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第11号（第21条及び第41条第1項関係）

（第24条及び第41条第1項関係）

別記様式第11号（第21条及び第41条第1項関係）

第1面

(日本産業規格A4判4)

※ 許可番号	
※ 許可・更新年月日	

収入印紙
(印押しては
ならない。)

監理団体 許可申請書

監理団体 許可有効期間更新申請書

年 月 日

法務大臣 殿
厚生労働大臣

申請者

申請者は、外国人の技術実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第26条各款に規定する拘束条件(第2面記載)を確認することもとに、そのいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同項第5号イ(法第10条第11号に係る部分を除く。)又はそからニのいずれにも該当しないものであることを誓約し、以下のとおり申請します。

- 1.法第23条第2項の規定により下記のとおり監理団体の許可の申請をします。
- 2.法第31条第2項の規定により下記のとおり監理団体の許可の有効期間の更新の申請をします。

記

1申請者	(ふりがな) ①名称			
	②住所		〒	—
			(電話 — —)	
	③代表者の氏名			
④法人番号		氏名	役職名	住所
		氏名	役職名	住所
(ふりがな) ⑤役員の氏名、役職名及 び住所		氏名	役職名	住所
		氏名	役職名	住所

①登録番号	□一般監理事業		□特定監理事業	
(ふりがな) ②責任役員の氏名				
③外部監査の指派		<input type="checkbox"/> 有 (外部監査主任の氏名又は名称:)		
		<input type="checkbox"/> 無 (指定外役員の氏名:)		
④法人の種類		<input type="checkbox"/> 商工会議所	<input type="checkbox"/> 商工会	<input type="checkbox"/> 中小企業団体
		<input type="checkbox"/> 職業訓練法人	<input type="checkbox"/> 業務協同組合	<input type="checkbox"/> 洋楽協同組合
⑤活動実績		<input type="checkbox"/> 公益社団法人	<input type="checkbox"/> 公益財團法人	<input type="checkbox"/> その他()
(ふりがな) ⑥名称				
⑦所在地		〒 - (電話 - - -)		
2監理 事業を行なう事 業所	監 理 責 任 者 名 称			
	⑧住所	〒 - (電話 - - -)		
	※事業所番号			
3許可の別		□一般監理事業		□特定監理事業
①氏名又は名称 (送出機関番号又は整理番号記載するこ と)		監理 番 号	監理 番 号	監理 番 号
		監理 番 号	監理 番 号	監理 番 号
②住所				
③代表者の氏名				
④原体操型技術検査実習 の申込を本県り度いで 送り出す技術実習生の 国籍又は地域				
4外団の送 出機関				

5 取次ぎを受けず ¹⁾ に団体監理型技能実習の申し込みを受けるようとする場合における団体監理型技能実習の申し込みを受ける方法の概要	
6 許可年月日	年　月　日
7 許可番号	
8 監理事業を開始する予定年月日	年　月　日
9 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
10 備考	

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定
十三 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条の第六十五条までの規定
十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百八十八条、第百十九条及び第百二十二条の規定、船員職業安全法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第百十九条及び第百二十二条の規定
○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号)(抄) (技能実習に関する業務を適正に行うことができない者) 第十六条の二 法第十条第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第12号(第27条第2項関係)

(日本産業規格A列4)

監理事業計画書

1許可番号			
2監理団体の名称			
(ふりがな)			
3監理事業を行う事業所の名称			
4計画対象期間	年	月	日から 年 月 日まで
5実習監理する団体 監理型技能実習が行われる地域	<input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 単一の都道府県内() <input type="checkbox"/> 複数の都道府県内()		
6団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等			
7実習監理する団体 監理型実習実施者の見込数	団体監理型実習実施者 人／法人		
8実習監理する団体 監理型技能実習生の見込数	第1号団体監理型技能実習生 人 第2号団体監理型技能実習生 人 第3号団体監理型技能実習生 人		
9実習監理する団体 監理型技能実習生の国籍(国又は地域)の見込み			
10監理事業の実務に従事する職員の数	合計	人(常勤職員 人 非常勤職員 人)	
11定期の監査の実施頻度	月に1回以上		
12事業所の床面積	m ²		

(注意)

- 1 監理事業を行なう全ての事業所ごとに記載すること。
- 2 1欄は、既に監理団体の許可番号を得ている者について記載すること。
- 3 4欄は、事業所において事業開始を予定する日から、許可の有効期間の末日が含まれる技能実習事業年度の末日を記載すること。
- 4 6欄は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないとときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 7欄から9欄までは、計画対象期間内における見込数を記載すること。
- 6 12欄は、事業所のうちの事業所の床面積を記載すること。

別記様式第13号（第34条第2項関係）

(日本産業規格A列4)

取扱職種範囲等変更命令通知書

殿

法務大臣



厚生労働大臣



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第27条第2項により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第3項の規定に基づき、取扱職種の範囲等について、下記の理由により変更することを命じます。

記

1許可番号	
(ふりがな)	
2監理団体の名称	
3変更内容	
4期限	
5変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求することができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第14号（第38条第1項関係）

(日本産業規格A列4)

許可番号	許可年月日	年　月　日
監理団体許可証		
法人の名称		
住所		
法人の種類		
事業所の名称		
事業所の所在地		
許可の別	一般監理事業	特定監理事業
有効期間	年　月　日から	年　月　日まで
取扱職種の範囲等		
許可の条件		
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第23条第1項の許可を受けた監理団体であることを証明する。		
年　月　日		
法務大臣		
厚生労働大臣		
事業所枚番号		

別記様式第15号(第38条第2項関係)

(日本産業規格A列4)

監理団体許可証再交付申請書

年月日

法務大臣殿
厚生労働大臣

申請者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第29条第3項(同法第31条第5項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。

記

1許可番号	
2許可年月日	年月日
3監理団体	(ふりがな) ①名称 ②住所 〒 ————— (電話 — — —)
4監理事業を行なう事業所	(ふりがな) ①名称 ②所在地 〒 ————— (電話 — — —)
5再交付申請事由	亡失・滅失
6再交付申請事由発生経緯	
7備考	

(注意)

- 6欄は、再交付申請事由発生の経緯を具体的に記載すること。
- 7欄は、許可証の再交付の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第16号(第43条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

※ 変更許可番号	
※ 変更許可年月日	

収入印紙
(押印しては
ならない。)

**事業区分変更許可申請書
及び許可証書換申請書**

年月日

法務大臣殿
厚生労働大臣

申請者

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第1項の規定により下記のとおり監理許可に係る事業の区分の変更を申請します。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第1項の規定により下記のとおり許可証の書き換えを申請します。

記

1変更の内容	①変更の内容及び予定期	<input type="checkbox"/> 一般監理事業から特定監理事業への変更 (一般監理事業を終える予定期: 年月日)
	②変更の理由	<input type="checkbox"/> 特定監理事業から一般監理事業への変更 (一般監理事業を開始する予定期: 年月日)
2監理団体	①名称	
	②住所	〒 ————— (電話 — — —)
	③代表者の氏名	
	④法人番号	
	⑤役員の氏名、役職名及び住所	氏名 i 役職名 〒 —————

ii	〒	—					
iii	〒	—					
iv	〒	—					
v	〒	—					
vi	〒	—					
(ふりがな)							
⑥責任役員の氏名							
⑦外部監査の措置	<input type="checkbox"/> 有(外部監査人の氏名又は名称:) <input type="checkbox"/> 無(指定外部役員の氏名:)						
⑧法人の種類	<input type="checkbox"/> 商工会議所 <input type="checkbox"/> 工商会 <input type="checkbox"/> 中小企業団体 <input type="checkbox"/> 職業訓練法 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 渔業協同組合 <input type="checkbox"/> 公益社団法人 <input type="checkbox"/> 公益財团法人 <input type="checkbox"/> ものその他()						
⑨団体監理型技術実習の取扱職種の範囲等							
(ふりがな)							
①名称							
3監理事業を行なう事務所	②所在地	〒 — (電話 — —)					
監理責任者	③氏名						
④住所	〒 —	(電話 — —)					
⑤事業所登録番号							
4外国の送出機関	①氏名又は名称 (送出機関番号又は整理番号を記載する場合のみ記載する) ※外資の場合は、全額の金額を欄内に記載すること	送付機関番号	機関番号	機関番号	機関番号	機関番号	機関番号
	②住所						
	③代表者の氏名						

5監理監理型技術実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技術実習の申込みを受けける方法の概要	
6許可年月日	年 月 日
7許可番号	
8団体監理型技術実習生からの相談に応じる体制の概要	
9備考	

(注意)
 ※印欄には、記載をしないこと
 2. 印欄の①は、申請を行おうとする変更について該当するものにチェックマークを付し、予定日を記載すること。
 3. 印欄の②から⑤欄まで及び8欄は、変更があつたもののについてのみ記載をすること。
 3. 印欄の⑥に記載する場合は、申請の金額を欄内に記載すること。
 3. 印欄の⑦は、申請の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。
 3. 印欄の⑧は、申請の方法について該当するものにチェックマークを付すること。
 3. 印欄の⑨は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すること。
 7. 2欄の⑩は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号と職種名及び作業名を記載すること。
 7. 2欄の⑪は、申請の件数を記載すること。
 8. 3欄は、申請者が監理事業を行なうとする事業所を全て記載すること。同欄の⑫は、監理団体許可証の事業所登録番号を記載し、監理団体許可証に事業所登録番号がない場合は「000」と記載すること。なお、事業所登録番号を記載する場合は、申請の件数を記載すること。
 9. 4欄は、申請者が団体監理型技術実習の申込みが取次きを行なうことを予めいる外団の送出機関を全て記載すること。
 9. 4欄は、申請者が団体監理型技術実習の申込みが取次きを行なうことを予めいる外団の送出機関を全て記載すること。
 9. 4欄は、申請者が団体監理型技術実習の申込みが取次きを行なうことを予めいる外団の送出機関を全て記載すること。
 10. 5欄は、申請者が団体監理型技術実習になろうとする者から直接団体監理型技術実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
 10. 5欄は、監理団体が該当する事業の区分の変更の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
 10. 5欄は、その他の連絡事項がある場合は記載すること。

12. 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

別記様式第17号(第47条第1項及び第2項関係) (日本産業規格A4判)

※ 変更届出受理番号

変更届出書

変更届出書及び許可証書換申請書

年月日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者/申請者

1. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第3項の規定により下記のとおり変更の届出をします。なお、変更の届出後も、監理団体が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、監理責任者が同条第5号イ(同法第10条第11号に係る部分を除く。)又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

2. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第6項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

1 許可番号		
2 許可年月日	年月日	
3 監理団体 ①名称 ②住所	(ふりがな) ①名称 〒 — ②住所 (電話 — —)	
	(ふりがな) ①名称 ②住所 (電話 — —)	
4 監理事業を行う事業所 ①名称 ②所在地	(ふりがな) ①名称 ②所在地 (電話 — —)	

5 変更の内容	項目		変更前	変更後	変更年月日
	①既に申請又は届出をしていきの事項の変更				年月日
②監理事業を行う事業所の新設	①名称	(ふりがな)			新設年月日 年月日
	②所在地	〒 —		(電話 — —)	
	監理責任者 氏名	(ふりがな)			
	③監理事業を行う事業所の廃止	①名称			
	②所在地	〒 —		(電話 — —)	廃止年月日 年月日
6 備考					

(注意)

- *印欄には、記載をしないこと。
- 変更の内容が許可の記載事項に該当しない場合は、表題の「変更届出書及び許可証書換申請書」、上方2の全文及び記載欄の「[申請者]」を抹消すること。
- 変更の内容が許可の記載事項に該当する場合は、表題の「変更届出書」を抹消すること。
- 3欄及び4欄は、届出前の事項を記載すること。
- 5欄の①は、変更の内容が分かるよう具体的に記載すること。なお、回欄で記載する内容が外伝の送信欄に記載される場合は、回欄に記載すること。又は各欄の記載のみならず、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の選出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合は、外国人技能実習機構から提示された監理番号を記載すること。
6. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第27条第2項の規定により読み替える適用する職業安定法第32条の12第1項の規定による届出は、5欄の①の記載により行うものとすること。
7. 5欄の②は、新設する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、回欄に「別紙」とおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を新設する理由を6欄に具体的に記載すること。
- 5欄の③は、廃止する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、回欄に「別紙」とおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を廃止した理由を6欄に具体的に記載すること。
9. 6欄には、変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第18号（第48条第1項関係）

（日本産業規格A列4）

※ 困難時届出受理番号	
-------------	--

技能実習実施困難時届出書

年月日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第33条第1項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

1 届出者	①許可番号 (ふりがな) ②名称	
	③住所	〒 — (電話 — — —)
	④実習実施者届出受理番号 (ふりがな) ⑤氏名又は名称	
2 団体監理型実習実施者	⑥住所	〒 — (電話 — — —)
	⑦認定番号 ⑧認定年月日	年月日
	⑨技能実習の区分	<input type="checkbox"/> 第1号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第2号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第3号団体監理型技能実習
3 団体監理型技能実習計画	⑩氏名 ローマ字 漢字	
	⑪国籍(国又は地域)	
	⑫生年月日、年齢及び性別	年月日 (才) 性別(男・女)
5 団体監理型技能実習実施者からの通知の有無	<input type="checkbox"/> 有(通知日: 年月日) <input type="checkbox"/> 無	

6技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因		<input type="checkbox"/> 監理団体の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 監理許可の取消し <input type="checkbox"/> 監理事業の廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 団体監理型実習実施者の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 実習認定の取消し <input type="checkbox"/> 経営上・事業上の理由 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 団体監理型技能実習生の都合 (理由 <input type="checkbox"/> 病気・怪我 <input type="checkbox"/> 実習意欲の喪失・ホームシック <input type="checkbox"/> 行方不明(年月日発生) <input type="checkbox"/> 本国の家族の都合 <input type="checkbox"/> その他 ()) 上記事由の概要(発生時期、経緯、原因等)
7 団体監理型技能実習生の現状	⑬入国情況	<input type="checkbox"/> 入国前 <input type="checkbox"/> 入国済(年月入国) (「入国前」にチェックマークを付した場合は⑭及び⑮は記載不要。)
	⑭住居の確保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑮生活費等の確保	<input type="checkbox"/> 有(休業手当) <input type="checkbox"/> 有(雇用保険) <input type="checkbox"/> 有(生活費等) <input type="checkbox"/> 無 ⑯及び⑰の具体的な状況(支援実施者、受給開始日等)
8 団体監理型技能実習の継続のための措置		団体監理型技能実習生の団体監理型技能実習の継続意思 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等
9 備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3欄及び4欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出する場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 4欄の①は、ローマ字で旅券(未発給の場合)、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 5欄には、団体監理型実習実施者からの通知の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 5 6欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと。(実習実施者の事業規格の縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「団体監理型技能実習生の都合」ではなく、「団体監理型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。
- 6 7欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の団体監理型技能実習生の現状につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 7 8欄の無にチェックマークを付した場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点での該当する前に届け出ること。
- 8 9欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第19号（第49条第1項関係）

別記様式第19号(第49条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

※ 休廃止届出受理番号

事業廃止届出書
事業休止届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第34条第1項の規定により下記のとおり届出をします。

記

1許可番号		
2許可年月日	年 月 日	
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 ————— (電話 — — —)
4 監理 事業を行 う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 ————— (電話 — — —)
5廃止又は休止の予定日	年 月 日	
6休止する事業の範囲及び休止期間		
7廃止又は休止する理由		

8 実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項 ③技能実習計画	①実習実施者届出受理番号 (ふりがな) ②団体監理型実習実施者の氏名又は名称	
	i 認定番号 ③技能実習計画	ローマ字 漢字
	ii 認定番号 ③技能実習計画	ローマ字 漢字
	iii 認定番号 ③技能実習計画	ローマ字 漢字
	iv 認定番号 ③技能実習計画	ローマ字 漢字
	9団体監理型技能実習継続のための措置	
	10備考	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 届出の内容が事業の廃止の場合には表題の「事業休止届出書」を、事業の休止の場合には表題の「事業廃止届出書」を抹消すること。
- 3 3欄及び4欄は、届出前の事項を記載すること。
- 4 4欄は、監理事業を行う事業所の全てを記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 6欄は、届出の内容が事業の休止の場合にのみ記載すること。
- 6 7欄は、廃止又は休止の理由について具体的に記載すること。
- 7 8欄は、直近の許可の有効期間において実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項について全て記載すること。また、団体監理型実習実施者ごとに、届出の際に現に実習監理を行っていた技能実習計画について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 10欄は、休廃止の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第20号（第50条関係）

別記様式第20号（第50条関係）

第1面

第 号
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第35条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証 (同第104条第1項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。)
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">職名及び氏名</div> <div style="text-align: right; font-size: small;">写 年 月 日 生 年 月 日 交付</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">真</div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">印</div>

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋
(報告徴収等) 第13条（略）
2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(報告徴収等) 第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し質問を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他の物件を検査させることができる。
2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第3面

(許可の取消し等) 第37条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。 一～三 (略) 四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。 五 出入国又は労働に関する法令に違反して不正又は著しく不当な行為をしたとき。 2～4 (略)
(監理責任者の設置等) 第40条 (略) 2 (略) 3 監理団体は、団体監理型実習実習実施者が、団体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わなければならない。 4 監理団体は、団体監理型実習実習実施者が、団体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是のため必要な指示を行わせなければならない。 5 監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。
(権限の委任等) 第104条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第1項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査(第40条第3項から第6項までの規定を施行するために行うものに限る。)(次項及び次条において「報告徴収等」という。)の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。 2～6 (略)

第4面

(職権の行使) 第105条 主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。 2 国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第1項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を船舶労務官に行わせることができる。 112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 二～十二 (略)
113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第109条、第110条、第110条(第44条に係る部分に限る。)、第111条及び前条(第12号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。

別記様式第21号(第51条第1項関係)

(日本産業規格A4)

事業区分変更通知書

殿

法務大臣



厚生労働大臣



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第25条第1項第7号の基準に適合しなくなつたと認めるため、同法第37条第2項の規定により、職権で、一般監理事業許可を特定監理事業許可に変更しましたので通知します。

記

1許可番号	
(ふりがな)	
2監理団体の名称	
3変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求することができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができられます。

別記様式第22号（第55条第1項関係）

(日本産業規格A列4)

第1面 D・E・F

※ 監査報告受理事号

監査報告書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第42条第1項の規定により、下記のとおり監査報告書を提出します。

記

1許可番号		
(ふりがな)		
2監理団体の名称		
3 監理事業を行なう事業所	(ふりがな) ①名称 ②事業所枝番号	
4 監査対象実習実施者	①実習実施者届出受理番号	
	(ふりがな)	
	②氏名又は名称	
	③住所	〒 ————— (電話 — — —)
	④技能実習生の数	合計 人(第1号 人、第2号 人、第3号 人)
	⑤技能実習責任者	
	⑥技能実習指導員	
⑦從前の監査の実施の有無	有(直近の実施日 月 日) • 無	
5監査実施日	年 月 日	
6 監査実施者	①監理責任者 ②補助者	

7 実地に確認した場所	①事業所 ②実習実施場所 ③宿泊施設	住所：
8技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告	実施 • 未実施	
9 技能実習生との面談	①人数	合計 人(第1号 人、第2号 人、第3号 人)
		認定番号： 、氏名：
10設備の確認及び帳簿書類の閲覧	実施 • 未実施	
11宿泊施設その他の生活環境の確認	実施 • 未実施	
12特記事項		
13監査結果		
14総合講評		
15備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3欄の②については、事業所枝番号がある場合に記載すること。
- 3 6欄の②については、監理責任者の指揮の下に、監査の実務を担当する監理団体の役職員を記載すること。
- 4 9欄の②については、面談を行った技能実習生に係る技能実習計画の認定番号と氏名を記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 12欄には、技能実習生が從事する業務の性質上、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第62条第1号に規定する方法により監査を行うことができなかつた場合に、その理由と他の適切な監査方法を記載すること。
- 6 14欄については、今回の監査結果に対する監理団体としての評価を簡潔に記載すること。
- 7 15欄には、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。

別記様式第23号（第55条第2項関係）

（日本産業規格A列4）

※ 事業報告受理番号

事業報告書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

外国人の技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護に関する法律第42条第2項の規定により、下記のとおり監理事業に関する事業報告書を提出します。

記

1 報告対象技能実習事業年度	年度（ 年 4月 1日～ 年 3月31日）		
2 許可番号			
3 監理団体 ①名称 ②住所	（ふりがな） （電話 —— ——) 〒 —		
4 監理事業を行なう事業所 ①名称 ②所在地 ③事業所登録番号	（ふりがな） （電話 —— ——) （登録番号） （登録地名） （登録地番） （登録郵便番号） （登録電話番号） （登録FAX番号） （登録E-mailアドレス） （登録URL）		
5 対象監理した団体監理型実習実施者の数	団体監理型実習実施者 人／法人		
6 対象監理した団体監理型技術実習生の数	計	人（第1号）	人、第2号
7 対象監理した団体監理型技術実習生の国籍（国又は地域）及び人数		人、第3号	人） （第1号 人、第2号 人、第3号 人） （第1号 人、第2号 人、第3号 人） （第1号 人、第2号 人、第3号 人）

8 監理事業の実務に従事した職員の数	合計 人（常勤職員 人 非常勤職員 人）			
	受講者名	受講習名	受講年月日	
9 実施体制 ①監理責任者の講習受講歴 ②監理責任者以外の役職員の講習受講歴				
試験区分 ①基礎級程度（第1号修了者） ②中級程度（第2号修了者） ③上級程度（第3号修了者）	受検対象者数(A) (a)修了者数 (b)やむを得ない不登録者数 (A)=(a)-(b)			
	人	人	人	人
10 能力検定受験状況 ④3級程度（第2号修了者） ⑤2級程度（第3号修了者）	実技	人	人	人
	学科	人	人	人
11 行方不明者の発生状況	行方不明者 人（行方不明率 %）			
12 学習実績の登録の有無	入数	人		
	登録の有無	有	無	
13 地域社会との共生に向けた取組みの実施状況 ①日本語学習支援 ②地域社会との交流の機会提供 ③日本文化を学ぶ機会の提供	概要			
	①日本語学習支援			
	②地域社会との交流の機会提供 ③日本文化を学ぶ機会の提供			

14 監理費徴収実績	別紙のとおり
15 備考	

(注意)
 1 ※印欄には、記載をしないこと。
 2 報告対象技術実習事業年度について記載すること。
 3 ~4 欄の②は、事業対象技術専攻がある場合について記載すること。
 4 5 欄は、報告対象技術実習事業年度内に実習監理した団体監理型実習実施者の数について記載すること。
 5 6 欄は、報告対象技術実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍(国又は地城)及び人
 数について記載すること。また、報告対象技術実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍(国又は地城)及び人
 数について記載すること。
 7 9 欄は、報告対象技術実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複
 数あり、その記載事項が全て欄内に記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、
 別紙を添付すること。
 8 10 欄は、報告対象技術実習事業年度内に各段階の技術実習を行った者について記載すること。報告対象技術実習事業年度内に実習監理した者でないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、
 別紙を添付すること。
 9 11 欄は、報告対象技術実習事業年度内に各段階の技術実習を行った者について記載すること。報告対象技術実習事業年度内に実習監理した者でないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、
 別紙を添付すること。
 10 12 欄は、報告対象技術実習事業年度内に各段階の技術実習を行った者について記載すること。報告対象技術実習事業年度内に実習監理した者でないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、
 別紙を添付すること。
 11 13 欄は、報告対象技術実習事業年度内に各段階の技術実習を行った者について記載すること。報告対象技術実習事業年度内に実習監理した者でないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、
 別紙を添付すること。
 12 14 欄は、報告対象技術実習事業年度内に各段階の技術実習を行った者について記載すること。報告対象技術実習事業年度内に実習監理した者でないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、
 別紙を添付すること。
 13 15 欄は、報告対象技術実習事業年度内に各段階の技術実習を行った者について記載すること。報告対象技術実習事業年度内に実習監理した者でないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、
 別紙を添付すること。
 14 一般監理事業に係る監理許可を受けた監理団体については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習
 生の保護に関する法律施行規則第31条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。

別記様式第23号（第555条第2項関係）別紙

(日本産業規格A4判)

監理団体名 許可番号		
---------------	--	--

⑤徴収した実習実施者数	人/法人	
-------------	------	--

⑥徴収した技術実習生数		
Ⅰ定期費用	□	人
Ⅱ不定期費用	□	人

⑦技能実習生1名当たりの監理費の額		
Ⅰ定期費用	□	円/月
合計年月	□	月
Ⅱ不定期費用	□	円

	定期費用	不定期費用	定期費用	
			□	□
I 計算	□	□	□	□
II 費用	□	□	□	□
III 健康・運送に要する費用	□	□	□	□
IV 健康診断費用	□	□	□	□
V 費用	□	□	□	□
VI 外部の送出席館に支払う費用	□	□	□	□
VII 費用	□	□	□	□
VIII その他の職業紹介に要する費用	□	□	□	□
IX 計算	□	□	□	□
X 入国前講習に要する費用	□	□	□	□
XI 費用	□	□	□	□
XII 入国後講習に要する費用	□	□	□	□
XIII 入国後講習における手当	□	□	□	□
XIV 費用	□	□	□	□
XV その他の講習に要する費用	□	□	□	□
XVI 計算	□	□	□	□
XVII 監理に要する費用	□	□	□	□
XVIII 訪問指導に要する費用	□	□	□	□
XIX その他の監査指導に要する費用	□	□	□	□
XXX 計算	□	□	□	□
XXXI 来日渡航費	□	□	□	□
XXXII 一時滞國のための渡航費	□	□	□	□
XXXIII 路程	□	□	□	□
XXXIV 事務所経費	□	□	□	□
XXXV 上記以外の費用	□	□	□	□

⑤支出額内訳	
I 総計	④Ⅰ (③Ⅹ+③Ⅺ+③Ⅻ+③Ⅹ)
II 職業紹介費	円
募集・選抜に要する費用	円
健康診断費用	円
外国の送出機関へ支払う費用	円
その他の職業紹介に要する費用	円
III 講習費	円
入国前講習に要する費用	円
入国後講習に要する費用	円
入国後講習における手当	円
その他の講習に要する費用	円
IV 監査指導費	円
監査に要する費用	円
訪問指導に要する費用	円
その他の監査指導に要する費用	円
V その他諸経費	円
来日渡航費	円
一時帰国のための渡航費	円
帰国のための渡航費	円
事務所経費	円
上記以外の費用	円

別記様式第24号(第64条関係)

第1面

第 号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
第100条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証

写	職名及び氏名		
	年	月	日
	年	月	生 日交付
真	法務大臣 印		
	厚生労働大臣 印		

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋			
(報告及び検査)			
第13条 (略)			
2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。			
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。			
(報告及び検査)			
第100条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。			
2 第13条第2項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。			
第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。			
一一一 (略)			
十二 第100条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした機構の役員又は職員			

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。